

平成29年第1回東大和市議会定例会会議録第3号

平成29年3月1日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
総務部参事	東栄一君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	川口莊一君
総務管財課長	中野哲也君	文書課長	下村和郎君
子ども生活部副参事	新海隆弘君	保育課長	宮鍋和志君

青少年課長 中村 修 君  
福祉推進課長 嶋田 淳 君  
健康課長 志村 明子 君  
都市計画課長 神山 尚 君  
建築課長 中橋 健 君  
給食課長 齋藤 謙二郎 君

市民生活課長 大法 努 君  
障害福祉課長 小川 則之 君  
環境課長 関田 孝志 君  
土木課長 寺島 由紀夫 君  
学校教育課長 岩本 尚史 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅でございます。

平成29年第1回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、学校施設の環境改善についてお伺いをいたします。

①といたしまして、学校トイレの洋式化について。

②といたしまして、非構造部材の耐震化についてをお伺いいたします。

次に、2番といたしまして、都営東大和向原団地の創出用地活用についてをお伺いをいたします。

①といたしまして、実施に至らなかった東大和市向原地区プロジェクトの内容は、どのようなものであり、なぜ中止になったのか。

②といたしまして、平成24年11月に事業者決定手続きをとりやめてから4年以上が経過した今、平成29年1月になって市と協議を進めたいとの意向が伝えられたが、その間、東京都内部での検討状況はどうであったのか。

③といたしまして、市として東京都とどのような方針で協議をしていくのかをお伺いをいたします。

次に、3番といたしまして、学童クラブ、保育園についてお伺いをいたします。

①といたしまして、学童クラブ、保育園の現状と課題について。

②といたしまして、次年度における取り組み、対応についてをお伺いをいたします。

次に、4番といたしまして、市民の歯の健康に対する意識向上と施策の充実についてをお伺いをいたします。

①といたしまして、虫歯罹患率低減に向けての取り組みの進捗状況と今後についてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお伺いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、学校施設の環境改善についてであります。快適な環境のもとで施設が利用できることは大変重要であると考えております。引き続き施設の環境改善に取り組んでまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市向原地区プロジェクトについてであります。平成23年2月に東京都は事業実施方針を公表しました。それによりますと、向原地区プロジェクトは、北地区と南地区を合わせた事業用地約4.5ヘクター

ルに定期借地権制度を導入し、民間事業者による低廉な高品質な住宅を供給し、加えて、住宅のCO<sub>2</sub>排出量の削減により地球温暖化対策に貢献することを事業の特色としておりました。

この向原地区プロジェクトは、事業予定者となった構成員らを含む複数の事業者が施工した建築物において建築基準法違反の事案が判明したことから、東京都は平成24年11月に事業者決定手続をとりやめたものであります。

次に、創出用地の東京都内部での検討状況についてであります。東京都には都有地は都民共有の財産であり、都の政策目的の実現や地域の課題解決に寄与する活用を図るといった基本的な考えがあります。このような考えに基づきまして、東京都は民間活力の導入を想定しました土地活用方策等の案について調査、研究を進めているものと考えております。

次に、東京都との協議についてであります。まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標人口であります平成72年の人口約7万8,800人を維持するためには、約8,000人の人口減少を抑制する必要があります。向原団地の創設用地につきましては、市の玄関口である東大和市駅至近の距離にあることを考慮するとともに、将来にわたり市の活力を維持していくため、魅力ある住宅市街地を形成していくことは子育て世帯などの転入を促す重要な施策であると考えております。

次に、学童クラブ及び保育園の現状と課題についてであります。学童クラブ及び保育園ともに平成29年4月1日において待機児童が出ることが見込まれるため、今後も待機児童の解消をしていくことが課題であると考えております。

次に、平成29年度における取り組み及び対応についてであります。保育園につきましては、立野みどり保育園及び明德保育園の移転、建て替えに伴う定員の拡大により待機児童の解消を図ってまいります。

また、学童クラブにつきましては、立野みどり保育園の移転後の建物を活用しました学童保育所を設置することにより待機児童の解消を図ってまいります。

次に、虫歯罹患率低減に向けた取り組みについてであります。市では、乳幼児期に歯科健診や歯科予防処置及び歯科保健教育を通して、保護者に対しまして望ましい生活リズムや歯磨き習慣、かかりつけ歯科医を持つことなどについて啓発を図っております。また、成人期には妊婦歯科健診及び歯周疾患検診により疾患を早期発見し治療を促すとともに、歯周病予防講演会などの健康教育を通して歯の健康に対する意識の向上を図っております。

市内の小中学校では、教育委員会が策定します学校歯科保健取り組みプランを参考に、家庭、学校、歯科医師会等の関係機関と連携した取り組みを引き続き行ってまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、小中学校トイレの洋式化についてであります。小中学校の洋式化率につきましては、国の公立小中学校施設のトイレの状況調査におきまして、平成28年4月1日現在、当市の洋式化率は31.8%でございます。

次に、現状の認識と課題につきましては、便器の洋式化に関する要望を特に多くいただいております。快適な環境のもと、学校生活を送る上で必要と認識をしております。また、洋式化率のさらなる向上が課題であると考えております。

次に、現時点での実施計画におきましては、平成29年度は小学校2校、平成30年度と31年度はそれぞれ小学校3校で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、非構造部材の耐震化についてであります。平成26年度からは非構造部材の一つである外壁の耐震化に向けて校舎外壁改修工事に取り組んでまいりました。これまでに小中学校13校で実施いたしました。残りの2校につきましても平成29年度に実施する計画でございます。また、平成29年度からは新たに小中学校15校の体育館バスケットゴールの耐震化に向けて取り組む計画でございます。

引き続き、児童・生徒が安全・安心で快適な学校生活が送れるよう施設的环境改善に取り組んでまいります。

次に、小中学校における虫歯罹患率の低減に向けた取り組みについてであります。当市の小学校、中学校の虫歯罹患率は東京都の平均と比べて依然高い水準にあります。

教育委員会では、毎年度、児童・生徒及び保護者の歯の健康に対する意識づけを中心とした具体的な取り組み例を示した学校歯科保健取り組みプランを作成しております。各学校では、この取り組みプランに沿って学校歯科医による歯磨き指導や歯科講話を初め、給食後の歯磨き、歯の作文や標語、ポスターコンクールへの応募など、学校生活を通じて虫歯予防及び早期治療につながる取り組みを行っております。

虫歯罹患率を低減するためには、虫歯にならない児童・生徒の割合をふやすことが必要となります。虫歯予防のためには、家庭における歯磨き習慣の確立、かかりつけ歯科医の定着など保護者の理解と協力が不可欠と考えております。

今後も学校支援並びに各家庭への働きかけを積極的に行いながら、歯科医師会等の関係機関と連携して虫歯対策の取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず学校施設的环境改善ということで前議会も質問させていただきましたが、さまざま保護者の要望も大変強いということで今御答弁もありましたし、また小池知事のほうからも29年度予算の事業費のほうで盛り込むという話もありましたので今回質問させていただきました。

それでは、幾つか確認させていただきたいことがありますので、答弁いただければと思います。

トイレの洋式化については28年度に一小と五小ということで実施をしましたが、実施をした内容と、また実施をした後の児童の様子とか、それからトイレの利用状況、また一番大事な保護者の状況等、もし把握しておるようであれば教えていただければと思います。

○建築課長（中橋 健君） まず28年度行いました第一小学校と第五小学校につきましては、トイレの洋式化につきましては、洋式便器に取りかえるのとあわせて、冬の寒い時期でも利用しやすいようにということで暖房及び温水洗浄機能付きの便座を採用いたしました。そのほか、床は消臭機能のあるビニール床シートを張りまして、排水目皿にふたをして床の乾式化を行いました。

次に、実施後の学校の様子等、また保護者等の意見でございますが、洋式化後の状況を把握するために学校へ実施後のアンケート調査を行いました。その中では、学校からの回答では、児童や保護者の方はきれいになったトイレに喜んでいただいているということです。また臭気や見た目の明るさも改善いたしまして、洋式化したトイレを利用する児童も多くなったということで確認をすることができました。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。現場、私も見させていただきまして、大変すばらしいものになって、それから保護者の意見も大変よかったということでお伺いをしています。御答弁ありがとうございます。

そういった利用状況、またアンケート等を踏まえて、今後の洋式化をどのように進めていくか、方針等ありましたらお聞かせいただければというふうに思います。

○建築課長(中橋 健君) トイレの洋式化につきましては全般的に好評であったと認識しております。そのようなことから、引き続きほかの小学校においても洋式化とあわせて床の乾式化など、今回と同様な形で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) 大変根強い要望ですので、引き続き状況を確認していただきまして取り組んでいただけますようお願いをさせていただきたいと思います。

また、先ほど触れましたが、東京都では都内の駅や公園、それから学校、公共施設のトイレを洋式化を加速させるために29年度予算案で事業費を盛り込むような計画を、方針を明らかにしたところでございますが、我が東大和市においても学校のトイレの洋式化を進めるに当たり、この補助金をどのように補助金の活用をされていくのかということがもしわかれば教えていただければというふうに思います。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 現在東京都からはまだ補助金の詳細な内容というのは通知はされておきませんので、引き続き情報収集にまずは努めてまいりたいと考えております。

これまで東京都の補助金の対象範囲ということで、他の事業におきましては、例えば国の交付金の要綱に定める要件を満たすことが条件とされている場合もございます。具体的には、例えば工事費が1校当たり400万円以上であること、また補助金を導入した場合には事業が完了した後10年間は財産の処分は制限されるなど、条件に縛られるということも考えられます。

このようなことから、引き続き東京都のお示しする内容などを注視しながら動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。確かに過去にも国の交付金の要項を満たすことというような条件があけてみるとついたりしたことがありますので、まだ詳細がわからない部分が確かにありますので、情報収集していただいて迅速に動いていただけますようお願いしたいと思います。

最後ですが、これは学校トイレの洋式化に対する今後の取り組みについて、最後取りまとめて市のお考えをぜひお聞かせいただけたらというふうに思います。

○副市長(小島昇公君) トイレの洋式化でございますが、非常に東大和市は30%前半ということで、26市の中でも非常に低い状況でございます。またその試行ということで、今年度一部改善を図ったわけでございますが、親御さんたち、お子さんたちの評判も非常にいいということもでございます。財政状況は非常に厳しい中ではございますけれども、お子さんたちが学校生活を送る上で非常に効果は大きいというふうに考えてございます。

また、先ほど来お話がございました東京都の補助制度という追い風も吹くようでございますので、その状況をよく捉えながら、うまく活用ができれば試行の取り組み方に変化を加えてもいいのかなど、前向きに進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。大変要望も強くて、また効果も非常に得られる、そしてまた保護者のニーズも高いということですので、引き続きどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

洋式化については以上でございます。

次が非構造部材の耐震化ということで、数点お伺いをさせていただきたいと思います。

平成29年度外壁改修工事は三小と五小でしたね、2校で実施する計画ですが、その他どのような課題があるかをまずお聞かせいただけますでしょうか。

○建築課長(中橋 健君) 外壁改修工事につきましては、第三小学校、第五小学校で実施いたしますと、小中学校全15校において外壁改修工事が完了いたします。

そのほか、平成29年度からは新たに小中学校15校において体育館のバスケットゴールの耐震化を計画しております。また、その後は校舎内部の非構造部材の耐震化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

今バスケットゴールの改修ということで、耐震の関係ですね、お話ありましたが、もう少し詳細を教えてくださいましたらというふうに思います。

○建築課長(中橋 健君) バスケットゴールにつきましては、平成28年度に実施いたしました小学校8校における体育館バスケットゴールの調査に基づきまして、地震時に落下の危険性があるということで判断されたバスケットゴールの耐震化を行ってまいります。

現在のバスケットゴールは耐震性がないため、新しいバスケットゴールに取りかえます。また、平成29年度は外壁・建具改修工を行う第三小学校と第五小学校を除く小学校8校でこれらの工事を実施してまいる計画でございます。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) 我が党としてもさまざまな場所で要望を重ねてまいったということがあります。それでまた平成29年度の予算ということで、昨日の代表質問の中でも幾つか述べさせていただきましたが、29年度、さまざまな工事のスケジュールが恐らく予定されているというふうに思いますが、そのあたりも改めて詳細をちょっと教えていただけたらと思います。

○建築課長(中橋 健君) 第三小学校と第五小学校の校舎外壁・建具改修工事、また小学校体育館バスケットゴール耐震化工事、そのほか中学校特別教室冷房設備設置工事、これらの工事が計画されておりますが、こちらの工事につきましては、国の平成28年度の補正予算に伴いまして28年度に前倒して予算を計上いたしまして、繰越明許費を設定の上実施してまいりたいと考えております。

工事のスケジュールにつきましては、学校の夏季休業期間を含めて適正な期間が確保できるよう、学校と調整を図りながら計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。さまざまな要望をさせていただく中で、非常に、先ほどはトイレの洋式化のお願ひもさせていただき、また今は非構造部材の耐震化ということで、限られた予算の中で大変いつもお知恵を使っただいてやっていただいているなというふうに感心しております。

トイレの洋式化をもちろん進めていただくことも大事なんですが、子供たちの安全・安心、直接災害があったときに耐震化というのは一番大事な部分ですので、このあたりもあわせて最後どう進めていくか、市の御所

見をもし最後にいただければというふうに思っております。

○副市長（小島昇公君） 児童・生徒の安全を第一にというのが市の基本的な考えでございます。ですから、校舎の耐震を皮切りに、あと残っているのは一部の外壁の改修、そして非構造部材が一番残っているところかなと思っております。地震の際は、せっかく避難所なんですけども、蛍光灯が落ちて安全に避難できないとか、いろんな事例が起きております。ですから、あと今一番優先的なのは、非構造部材を早く仕上げたいというふうに考えてございます。安全・安心を第一に、そして快適な学習の環境を整えるということで、トイレや何かの整備もあわせて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。全体的に学校の環境改善ということで取り組んでいただいていると思いますので、優先順位をつけていただいて着実に進めていただいているとは認識をしておりますし、我々もぜひお力添えを、応援させていただきたいと思っておりますので、引き続き環境改善に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。

1番の学校施設の環境改善については終わりたいと思っております。ありがとうございます。

次に、都営東大和向原団地の創出用地活用ということでお伺いをさせていただきたいと思っております。

29年1月12日に都営東大和向原団地の創出用地の活用ということで議員宛てに皆さんお手紙が来しました。5年以上が経過し、社会状況が変化しているということから、創出用地の活用につきまして改めて検討をしているという文書であるというふうに思っています。

東大和向原都営住宅の建て替えに伴う創出用地は東大和市駅に比較的近いというところに位置をしており、私も当然市内を巡回させていただくときに前を通ることもあります。今お話ししたとおり、1月12日、こちらの情報提供がありました。向原の都営住宅の建て替えは、先ほど答弁にもありましたが、向原都営住宅の建て替えは平成14年までに約1,000戸の建て替えが完了しており、それからそれまでであった住宅の除去も平成16年ごろには終わっているということだったというふうに思っています。既に10年以上更地のままとっており、先ほどの市長答弁にもあったというふうに思いますが、23年2月には東京都が向原プロジェクトを公表し、この向原地区プロジェクトは戸建て住宅を中心とするプロジェクトというふうにあったというふうに認識をしております。

改めてお伺いしますが、このプロジェクトは戸数的には幾つぐらいを想定、予定をしていたものなのか改めて、少し前のお話になりますので、教えていただければというふうに思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 向原地区プロジェクトの最初に事業用地についてでございますけれど、事業用地につきましては、北地区が約1.8ヘクタール、南地区が約2.8ヘクタール、合計で約4.5ヘクタールでございます。

住宅の計画につきましては、このうちの北地区につきまして81戸、南地区に109戸、合計で190戸の戸建て住宅が計画されておりました。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。190ということだったというふうに思いますが、とりやめになった理由、先ほど市長の答弁のメモを少し見ますと、事業予定者の構成員に建築基準法違反の事案が判明したというお話だったというふうにあります。単純に考えて、一定の期間を置いて改めて向原地区のプロジェクト、再開すればよかったんじゃないかなと思ってる方もいらっしゃると思うんですが、再開できなかった理

由を改めてそのあたり、もう一度ちょっと教えていただければと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） この向原地区プロジェクトにつきましては、先ほど市長からも御答弁をしておりますように、定期借地権制度を活用いたしまして、同程度の住宅の市場価格より3割程度安価な住宅を供給すること、加えて環境にやさしい低CO<sub>2</sub>住宅を先駆的に建設することを基本方針としておりました。

その後、東日本大震災の復興や東京オリンピックに向けたインフラ整備等の影響などによりまして、住宅建設に係る費用等が高騰しております。また、太陽光発電など環境にやさしい低CO<sub>2</sub>住宅が一般に普及してきているというようなこともございます。さらには、東京の住宅事情といたしまして、空き家の増加が顕著となっているといったようなことなどの社会経済情勢の変化への対応が考慮されたために、このプロジェクトそのものを改めて検討するというふうになっているというふうにご捉えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。東村山のほうでもすばらしいプロジェクトが進んで、私、前職のときにあそこがどんどん変わっていくのを実はずっと見てきた経過もありますので、この向原には大変期待してたものですから、早く再開しないかなということがやっぱり思いとしてありました。

合計で先ほどお話ありました190の戸建て住宅と、東京都にも当然考えがいろいろあったでしょうが、都と市では一度決定し、当然市民に一度はきちんと公表したわけですから、私は住宅建設というのはいろんなところに波及効果が当然あるというふうに思います。例えば建設に地元の業者がかかわればそれなりの経済効果はもちろんあると思いますし、家具や電化製品などの需要ももちろん新築で引っ越されれば、当然東村山も大変若い世帯が非常に多く入りましたので、税収の効果も見込まれる。また、ファミリー世帯が今お話ししたとおり見込まれれば、日用品や食品、その他もろもろの需要も大変高まりますので、また地域の商業者はこの計画を公表した後、その後どのように今までを捉えているかということ、どちらかの機会でお伺いするとは思いますが、教えていただけたらというふうに思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま蜂須賀議員から地元での期待だとか、経済効果といったようなことで御指摘いただいております。

当然、このプロジェクトが発表された段階で、周辺の方から住宅を求めたいというような御意見もいただいておりますし、また周辺の商店につきましては、地域に住宅がふえること、徒歩圏内に住宅がふえることにつきましては、消費活動が活発になるため、創出用地への住宅の建設といったことを心待ちにしているといったようなことも聞かれました。現在でも営業されている方たちにとりましてはそういった気持ちで心待ちにしているというように推測されます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。確かに他の先輩議員たちも質問されてましたが、非常に地域は求めているということがありますので、ぜひそのあたりは間違いないというふうに思っています。

また、先ほど市長答弁でも、人口減少社会を迎えるに当たって、人口減少を抑制する一つの方法として、魅力ある住宅を形成していくことが重要との答弁があったというふうに思いますが、日本一子育てしやすいまちということで尾崎市長はその政策をうたわれてさまざま取り組んでいらっしゃるというふうに思っていますが、その視点からしても大変重要な、東大和市にとっても重要なポイントだというふうにご捉えています。

地域の皆様、また市も住宅がベターであるということになります。新しいこういう創出用地をつくっていくこと、そのあたりはそういう理解でということよろしいでしょうか。最後そのあたり教えていただければ

と思います。

○副市長（小島昇公君） 非常に戸建て住宅ができるということで、周辺のお住まいの皆さん、そして商売をされてる方も期待をしているというのが事実でございます。そして、それについては今も変わりがないというふうに考えております。

そして、市長は「日本一子育てしやすいまちづくり」というのを大きな柱に掲げておりますし、まち・ひと・しごとで市民の人口の推計をしますと、先ほど市長が答弁させていただきましたが、今8万6,000人いる市民が7万人近くに減ってしまうという推計の中で、何とか8万人に近いところに戻したいというふうに考えている施策と住宅をつくるという施策は非常に合致するというふうに考えてございます。

そういった意味で、ことし1月に東京都から協議をという文書をいただきましたので、市としては基本的には魅力ある住宅都市の市街地を形成するという観点から市の要望を伝えながら、東京都さんの事業ではございますけど、過去の経緯もございますので、そういった観点を柱に協議を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 副市長、ありがとうございます。ぜひ今お話しいただいたことは我々としても同じ思いをしておりますので、これから東京都との話し合いが進んでいくと思いますので、市の要望はしっかりとお伝えをしていただいて、大きな公園等もという希望も多々あつたりするものですから、そのあたりも含め、全体的に市の施策には合致してるという部分でありますし、また人口を抑えるという面では大変大事な部分だというふうに思いますので、引き続きお願いしたいというふうに思います。

この項の最後なんですけど、答弁は要りませんので、都営住宅の創出用地ということでいえば、東京街道団地のほうもあります。こちらはあくまでも要望ですので、答弁は要りません。

平成23年第1回定例会において、今の議長が少年野球、サッカー等の専用グラウンド、国有地、都用地の土地利用ということで質問をしております。それは平成23年1月ごろに最初取り上げたというふうに思っています。東京都と交渉し、創出用地を活用してグラウンドを整備するようというところで強くこの場でも要望させていただきました。市のほうも大変に苦勞して、ようやく昨年3月、東京都の合意を取りつけ、運動広場のゾーニングが東京都から示されたというふうに思っております。待ち望む市民の声も非常に大きいというふうに我々も伺っております。この計画をさらに進めるために、先月2月、市は都市計画の説明会を開催しましたが、ゾーニングのこの案については一部でさまざまな声があるというふうにも説明会に出ていた方から伺っております。

東京街道団地は市内で最も高齢化が進んでいる地域であり、多くの高齢者が買い物や通院に大変難儀されて困っているというふうにも伺っております。ですから、市及び東京都が示したように、生活支援施設のゾーニングはやっぱり団地の中央が最適だというふうに考えておりますし、生活支援施設を使う住民の皆様は、その周りにお住まいいただくことが自然な考えだというふうに思っています。このことは現自治会長さんも多くの住民と対話を重ねていただいた結果と理解しておりますし、大変な努力をしていただいたということで頭の下がる思いでいっぱいだというふうに我が党も捉えております。

こうした多くの住民の、また東大和市の、これは要は長年の要望ですね、昨日も我が党から代表質問させていただきましたが、このグラウンドということに対しては、ほこりの対策も検討していただくことがこれは間違いなくあるかとは思いますが、とにかくこの1ヘクタールのグラウンド用地、これを無償で市民のために使える絶好のチャンスですから、これを逃すことなく、東京都としっかり連携して、ぜひぶれずに実現に向け

で努力していただきたいということでお願いをしたいと思います。我が党としてもお力添えをしっかりとさせていただくことをお約束をさせていただきますので、どうぞぜひぶれずに実現に向かって努力していただきたいと思います。

この質問に対しては以上でございます。

次、学童クラブと保育園ということで移らせていただきたいと思います。

私のちょっと知識不足もありますので、改めて教えてください。

29年度の取り組みは立野みどり保育園と明德保育園の移転と建て替えに伴う定員拡大ということだったというふうに思っております。改めて具体的な詳細を、ごめんなさい、教えていただければと思います。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 最初に、立野みどり保育園でございますが、移転先の住所につきましては、立野3丁目587番地の2ほか、現在の位置から西に300メートルほど離れた森永乳業株式会社東倉庫の南側でございます。こちらへ移転し、保育施設を建て替えて定員を拡大したいとの意向でございます。

購入された土地の面積が2,126.01平米、約643坪です。建物は鉄筋2階建てで、定員規模は131名を予定しております。

なお、立野みどり保育園が移転した跡地には学童保育所を開設したいとの意向でございます。

また、年齢ごとの定員等、詳細につきましては今後協議していく予定でございます。

次に、明德保育園でございます。

移転先の住所につきましては、立野2丁目3-7、多摩都市モノレール上北台の南側の空き地でございます。こちらへ移転、建て替えにより定員規模を拡大し、新たな場所で保育を実施したいとの意向でございます。

こちら借地ですが、面積が1,130平米、約342坪、鉄筋3階建て、定員規模は120名を予定しております。

こちらにつきましても年齢ごとの定員等、詳細につきましては今後協議していく予定でございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** 昨年も一年通してこの待機児童の待機の解消ということでもう長年取り組んでいたいております。それでまた、今課長のほうからもお話ありましたとおり、定員拡大、また移転、建て替えに伴う定員拡大ということで御説明がありました。

そうすると、いよいよ待機児童解消ということにもう向かって、目の前まで来てるのかということの認識を市としてどのように捉えてるか教えていただければと思います。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 今回、施設整備、移転いたしました2つの認可保育園の定員拡大によりまして84名程度の定員が拡大できると考えております。これによりまして、平成30年度当初の待機児童はほぼ解消できるのではないかと考えてるところでございます。

その後は、必要に応じて小規模保育事業等により待機児童がある場合には対応していきたいということでございます。

今後も平成27年の出生率につきましては、合計特殊出生率でございますけど、東大和は1.67というところございまして、この23年間ぐらいのデータを見ますと一番高かったというところがございまして、27年度、都内23区、26市で一番高いものとなりましたので、今後の出生率や保育需要の推移を見ながら待機児童の解消には努めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。今お話のあったとおり、いよいよそういう形に近づいてき

てるということで、非常にうれしく思います。大変新聞等では待機児童のことで大変苦勞されてる自治体が多い中で、着実に着実にこの取り組みが実ってるということで、担当部皆さんの本当に努力には、取り組みには頭の下がる思いでいっぱいでございますので、引き続きお願いしたいと思います。

立野みどり保育園、先ほどありましたが、立野みどり福祉会には、玉川上水保育園を同じようをお願いする際に、市と協定を締結をして休日保育、それから一時預かりのサービス等を実施していただいた経過があるというふうに思っております。これも新しい取り組みをしたなということで認識をしておりましたが、市としても多額の補助金を当然この両法人には出しておりますので、補助金を出してるからということもあるんですが、今後新たな何か事業をお願いする予定というのはあるのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 玉川上水保育園の新設に当たりましては、事業者の選考に際しまして各法人からさまざまな事業の提案をいただいたところでございます。そんな中、玉川上水保育園につきましては子育てひろばとか一時預かり、年末保育、休日保育など、さまざまな御提案をいただき選考したわけですが、毎年度、順次計画を実施していただいて、ほぼ提案の事業ができたのかなと思っております。

移転後の立野みどり保育園につきましては、一時預かり事業等を検討していただいております。それから、明德保育園につきましては市も今、蜂須賀議員がおっしゃったように多額の補助金を交付することから、何か新しい園で、その場所の周辺環境等を勘案いたしまして、明德保育園にふさわしい事業を実施していただけるよう調整してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。駅前の方の建設もあるということですので、より具体的な、まだぼんやりしてる部分もあるかもしれませんが、駅前に近いということもありますので、より具体的な方針等もし決まっておりますらお答えいただけたらと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 法人とはこれから調整していくこととなりますが、明德保育園の移設先なんですけれども、駅中保育園と呼べるぐらい駅に近くて利便性が非常に高いところでございます。そのため、都市型サービスが実施できる環境にあると考えております。例えば午後8時までの延長保育等、これらが一例でございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。都市型サービスが確かに提供できるということで、私もそう思っております。そしてまた、8時までということで、少し、大変都内で勤めてるお母さんたちも多いですし、駅利用されてる方も多いので、ぜひそのあたりも研究していただいて、進められるものは進めていただければと思います。

それから、予算の中で居宅訪問型保育の実施ということで、これも目玉でうたわれておりました。新聞等でもそのあたりの記載が大変多かったかなというふうに思いますし、実は学童だとか保育園の先生からちょっとお話する機会があったんですが、そんなあたりを少し触れてた先生方も多かったものですから、今回の東大和市の一つの、全体の中の、幾つかの中の一つの目玉かなというふうに思いますが、このあたり少し具体的に、私も初めてなものですから、教えていただければというふうに思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 居宅訪問型保育でございます。こちらは集団保育が困難な場合とか、集団保育をすることでかえって症状が悪化してしまうような障害児のお子さんに対して、専門的な訓練を受けた保育士がそ

の居宅に出向き、保護者が帰宅するまで保育を行うものです。保育課の窓口には今までさまざまな障害児の保護者から相談をいただいておりますが、通常の集団保育が無理な場合については保育サービスを提供することはできませんでした。

今回武蔵村山市で重度の心身障害児の療育事業等を行っている東京小児療育病院様、こちらと調整を行った結果、御理解をいただき、定員1名ということで試行することになったものでございます。保育時間ですが、毎週月曜日から金曜日の平日朝7時から夕方6時までの最長で11時間という予定でございます。

なお、保育料ですが、通常の保育園に通う場合と同じで応能負担になります。また、食事については、保護者が事前に用意したものを児童に食べていただくこととなります。食事の用意とか掃除とか家事とか、家政婦的なことは行いません。

具体的な保育ですが、朝、対象児童の居宅に訪問いたしまして、お子さんの体調とか食事の状況を保護者から聞き取って引き継ぎます。それから、お昼御飯を食べていただいたりして、保護者の帰宅まで御自宅で保育をするということになります。まだ調整中の事項もありますので、あくまで現時点の状況でございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。大変事業の本当に成功を祈っておるばかりです。非常に素晴らしい内容だというふうに思っております。

保育のほうに関しましては、さまざま今幾つかやりとりをさせていただきましたが、東大和市での取り組みは先進的にも素晴らしい取り組みをしてるというふうに思います。それから、今回居宅の訪問型の関係もぜひこれ成功させていただいて、より事業が広がっていくようお願いしたいというふうに思いますので、ぜひ保育園のほうの取り組みはとまることなく引き続き続けていただければというふうに思います。

次、学童クラブに移ります。

学童、なかなか最終的には教育委員会のほうの協力がもう絶対的に必要だろうということがやっぱり過去の質問を通して思うことが非常に多くて、学童にということの話題が結構ニュースだとか新聞等で載ってるので、なかなか苦慮されてるというその努力の経過も拝見させていただいておりますので、大変だというふうに思いますが、待機児童の現状はどのようになっているか、改めて、非常に苦慮しているということも伺っておりますので、教えていただければと思います。

○青少年課長（中村 修君） 平成29年度の学童保育所の待機児童につきましては、2月22日現在、第一クラブで39名、第二クラブで94名、第三クラブで4名、第四クラブで27名、第五クラブで20名、第六クラブで6名、第八クラブで9名、第十クラブで10名、桜が丘クラブで14名、計223名となっております。

また、全児童館6館で、及び小学校の教室を活用しまして平成29年度も全ての待機児童をランドセル来館事業で保育を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今後の、この先数年、どのような増減があるというふうに今捉えているのか、ちょっとお答えいただけたらと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在の未就学児童数の推移を見ますと、この5年間ぐらい、4,500人から4,600人ぐらいでずっと推移をいたしておりまして、今後どうなるのかということ、そのお子さんたちが就学いたしますので、そのままここ数年間は学童の需要というのは非常に高いだろうというふうに思っているところで

ございます。

特に桜が丘地区は平成24年度と28年度を比べると35%ぐらいお子さん——未就学児がふえておりますので、そのお子さんがそのまま卒園、小学校に上がりますと5年間ぐらいは桜が丘地区のお子さんの学童保育、必要になるのかなというふうに思っているところでございます。ですから、その対策が急がれているというのは認識しているところでございます。

以上です。

- 12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。担当課のほうから先ほど待機の数字が出たというふうにお伺いしましたが、今担当部長からも非常に今後も引き続きこの待機の数がということで、また特に南街だとか、立野だとか、それから桜が丘、非常に多いというふうにお伺いしています。

このポイントに関してはどのような対策を今後打っていかれる必要があるというふうにご捉えているのか教えていただければと思います。

- 青少年課長（中村 修君） 現在待機児童は第二クラブ、南街地区が94名、第八クラブのほうの立野地区、桜が丘を含めまして23名となっております。今後につきましては、第二小学校の学区外になりますが、先ほど保育課長も言いましたように、立野みどり保育園の移転に伴いまして跡地を活用しまして、民設民営の学童保育所を整備し、平成30年当初から70名の児童の受け入れが可能となりますことから、待機児童の解消の一助となると考えております。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今後待機児童の解消のために新たに例えば学童クラブを開設する場合、学校施設ということはどこまで考えているのか、また考えられない場合の理由等もしありましたら教えていただければと思います。

昨日の代表質問でも、学校施設内への設置、これはまずできればなるべくそういう方向にしたいという思いは恐らく市としては、今うなずいていらっしゃるけど、捉えていらっしゃると思うので、ぜひ最後、教育委員会のほうの関係になってくると思うんですが、新たに設置する場合、学校施設内ということで、学校の教育委員会の協力をぜひいただきたいというふうに思っていますが、改めて、学校施設内を考えているのか、考えられない場合はその理由は何なのかを最後ちょっと教えていただければと思います。

- 子ども生活部長（榎本 豊君） 学校内での学童保育所につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中に放課後子ども総合プランに基づく行動計画というのがございます。その中では学童保育所を平成31年度までにおおよそ2分の1を小学校内で実施することを目指しているというところでございます。今後も教育委員会の御協力を得まして、学校内での学童保育所設置に向けて計画を推進してまいりたいと考えているところでございます。

なお、今年度教育委員会との実施に向けた協議を開始したところでございます。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君） 教育委員会との協議をということで、今最後お話ありましたので、ぜひ教育委員会も胸襟広げていただきまして、喫緊の課題だと思っておりますので、ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

学童クラブ、保育園の項はこれで終わりたいと思います。

最後、市民の歯の健康に対する意識向上と施策の充実ということで最後お伺いをさせていただければという

ふうに思います。

成人歯科健診の部分と、当然学校歯科ということで幾つか分かれる部分があると思いますので、答えられる部分は両課で答えていただければと思います。

まず東大和市における虫歯罹患率の他の自治体との現状と課題ということで御答弁いただきたいというふうに思います。決して、今数字が高いことは私も認識をしておりますし、それからいろんな取り組みをすることも、なかなかすぐには数字が下がらないことも、年々少しずつ成果が出ていることも御理解した上で質問をしていますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

まずは虫歯罹患率の他の自治体との現状と課題含めてちょっと御答弁いただければというふうに思います。

○健康課長（志村明子君） 北多摩西部保健医療圏域における当市の乳幼児の虫歯の状況についてでございますが、東京都多摩立川保健所がまとめました平成27年版保健医療福祉データ集によりますと、平成26年度の1歳半健診での東京都の平均虫歯有病率は1.6%となっており、当市は1.7%で圏域6市の中では武蔵村山市の3%、国立市の2.5%に続き、立川市と並んで3番目に高くなっております。

3歳児健診につきましても東京都の平均は12.4%でございますが、当市は14.3%、圏域6市の中では武蔵村山市の19.8%、国立の16.2%に続き、同じく3番目に高くなっております。どちらも26年度の1.9%、14.9%からは減少はしておりますけれども、東京都の平均値よりは上回っておりますことから、虫歯の原因となります糖分の過剰摂取や、また虫歯予防についての正しい知識を乳幼児の保護者の方に持っていただくことが重要であるというふうと考えております。

健康課では、引き続き乳幼児歯科健診など歯科保健事業に取り組む中で、保護者の方についての健康教育を行ってまいります。

以上でございます。

○学校教育課長（岩本尚史君） 平成27年度東京都の学校保健統計書によりますと、26市、小学校の虫歯罹患率の平均は46.2%、当市は57.2%です。同じく26市中学校虫歯罹患率の平均は40.3%に対し、当市は61.5%となっております。市部平均と比べて数値は高い水準となっておりますが、経年で見ましても、少しずつではございますが、減少傾向にあると認識をしております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。課題解決に向けて非常に努力されてるということは私もさまざまな機会に触れ合う機会があって進めさせていただいておりますので、取り組みには非常に感謝をしております。

実際、具体的に課題解決に取り組んでるものがあると思いますので、成人歯科健診の関係と、それから学校歯科のほうで恐らくあると思うんで、お答えいただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 課題解決に向けての取り組みについて、成人歯科の部分についてでございますが、歯と口腔の健康は日常の生活において大変重要な役割を果たしておりますことから、心身の健康に深くかかわっております。

市民の皆様には、正しい口腔ケアの知識を持っていただき、実際に実践していただくために健康課においては歯周病予防講演会などにより啓発を図っているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（岩本尚史君） 答弁にございました給食後の歯磨き、学校表彰等以外では、特に学校生活を通

じた意識づけという部分で力を入れております。この点では、平成27年度に中学校2年生の2名の作品が東京都の歯の作文コンクールで応募総数185品の中で優秀賞の5点に入ったということもございます。また、今年度は小学4年生の作品が歯・口の健康啓発標語コンクールで東京都の学校歯科医の会長賞に選ばれるなど、こうした日々の授業ですとか活動を通じて歯と口の健康を考えるという、こういう機会を持つことが今後の虫歯罹患率の低減にも結びついていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 学校歯科のほうで、フッ化物洗口を現状やられてる学校がたしかあるというふうに伺ってます。また非常に効果が出てるといふように伺っております。このあたり、現状と課題、それから今後の取り組み、そのあたりちょっと教えていただけたらというふうに思います。非常に効果が出てるといふように伺ってますので、先生方にも伺ってますので、ちょっと教えていただければと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 東大和市の課題の一つであります虫歯の罹患率の低減に向けた方策の一環として、平成27年度から今お話のありましたフッ化物洗口を第六小学校で始めました。平成27年度は歯科医師会の御協力のもと、第六小学校の1年生を対象に開始いたしました。具体的には、給食後に毎日歯磨きをいたしますが、週に1度、フッ化物洗口を学校歯科医の御指導のもとで行います。それで、今年度、平成28年度は学年を進行しまして1・2年生で実施しております。学校歯科医の先生からは、歯の状態がよくなってきているというお話もいただいております。

今後も歯科医師会の御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。フッ化物洗口、大変、御家庭でもやられてる方は非常に、親御さんもやってる方も多いので非常にいいというふうに伺っておりますので、ぜひ医師会の話も、意見聞きながら進めていただきたい部分もあります。

また、この議論をしていくときに、必ずかかりつけ医の定着ということが課題にあるというふうに思っておりますが、成人のほうももちろんそうなんですが、やっぱり子供のうちからかかりつけ医の推奨ということがやっぱり必要なと思いますが、そのあたりの取り組みを教えていただければというふうに思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） かかりつけ医の定着の取り組みについてでございますが、学校歯科医には学校での定期健診のほか、歯磨き指導、歯科講話、いろいろな場面で正しい知識と技術、自分の健康は自分で守るという意識づけを御指導等いただいております。

一方で、歯は個人差が大きく、かかりつけの歯科医を持つことで、虫歯の治療もそうですが、それ以上に虫歯にかからないための定期的な個別指導ができるということも言われておりますので、学校では定期健診の結果通知、こちら受診勧奨のお知らせになりますが、そちらの裏面にかかりつけの歯科医を持つということですから、歯と健康に関する標語、また学校歯科医の一覧を掲載することでPRを行っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

お子さんのうち、よく小学生までのうちの虫歯は親の責任だということで、よくそういう話があります。私も確かにそれは親の責任が大きいなというふうに思っておりますが、これ親御さんに対して、こういったかかりつけ医のこともそうなんですが、大変歯の衛生を守っていくことが大事なんだという、このあたりは親御さんに対して取り組んだことというのは過去にはあるんでしょうかね。ちょっともし、あるかないかだけでも構

いません、教えていただければと思います。

- 学校教育課長（岩本尚史君）** 保護者への働きかけということでございますが、こちらは学校だよりが定期的に発行されておりますので、虫歯の日と言われてるような日ですとか、いい歯の日というところをきっかけとした歯と口の健康の周知を行うことはもとより、保健だよりの中でも学校によって治療状況等をお知らせすることで家庭のほうにも意識づけをするということ聞いております。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君）** ぜひ、親御さん、やっぱり子供たちができない部分もありますので、親御さんたち、そういう機会の創出がもしできるのであれば、ぜひ一度どちらかにお集まりいただいてそういう機会を設けるというのは、よくたばこ吸ってる方の肺をお見せすると大変げんなりしちゃってたばこ吸う方が減っていくという話がよくありますが、歯も大変そういうモニターを使ってやると、ああこれは意識づけしなきゃいけないんだなっていうことで意識が大変高くなるという、それはさまざまな傾向もありますので、そのあたりちょっと御検討いただいて、それは要望としてお伝えさせていただければと思います。

今度成人歯科健診の課題と今後の取り組みをちょっと教えていただきたいと思います。

歯周病予防講演とか、さまざま取り組んでることはいつも目にさせていただいてますので、成人歯科健診の課題と今後をちょっと教えていただければと思います。

- 健康課長（志村明子君）** 成人歯科健診についてでございます。

健康増進法による歯周疾患検診を40歳から10歳ごと、70歳までの方を対象に検診受診の勧奨はがきを送付し、お申し込みにより市内の指定歯科医療機関において予約と受診をしていただいております。

申込者数についてでございますが、平成28年度は385人、27年度は407人、26年度は446人でしたが、受診者数のほうが平成28年度、299人、27年度、291人、26年度、361人となっております、定員であります400人を満たしておりません。このことから、受診者数をふやしていくことが課題であると認識しております。

今後は検診期間の延長や申し込みの簡便化など、受診を希望する方の利便性の向上について検討することが必要であると考えております。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君）** 先ほど学校歯科のほうにもお話ししましたが、成人歯科のほうの捉え方で、成人歯科のほうの面でかかりつけ医の定着の取り組みというのがもしあれば教えてください。

- 健康課長（志村明子君）** 成人歯科健診におけますかかりつけ歯科医の定着についてでございますが、先ほどの歯周疾患検診におきましては、結果が要指導及び要精密検査が9割以上を占めてございます。このことは、検診後も歯科医療機関での受診が必要となることでございます。検診当日に結果説明までを行うこととなっておりますことから、歯周疾患検診の受診がその後の受診や通院を促し、かかりつけ歯科医を持つ動機づけの一つになっているものと認識しております。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。あと幾つかで終わりたいと思います。

二十から40歳ぐらいですね、今お話ありましたのは40歳から10歳ごとの節目の歯周病検診を確実に受けていただくということがやっぱり成人歯科におけるかかりつけ医の定着もそうですし、また歯の健康を守るということでは大事だというふうに思いますので、また受診者に満たないということがありますので、これはふやすことの一つ課題があるというふうに捉えておりますので、取り組んでいただければと思います。

二十から40歳のあたりもこれはまた抜けちゃうんですが、市民向けのイベントや広報の活動の今後を教えてくださいいただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 健康課では、健康の集いを福祉祭と同時に開催し、お口の健康コーナーを設け、幅広い年代の市民の皆様へ歯科相談や歯科保健事業の紹介、また歯磨き実習などにより歯と口腔の健康や、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診を受けることの重要性について啓発を図っております。

今後も引き続き、健康の集いのほか、乳幼児歯科保健事業での保護者の方への啓発など、さまざまな機会を捉え、歯と口の健康についての正しい知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

あと、障害者の方の歯科健診における現状と、その後の今後の取り組み等、もし把握しているようであれば教えてくださいいただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 障害をお持ちの方の歯科健診につきましては、市では現状を把握してございません。

市では、東大和市歯科医療連携推進事業を歯科医師会に委託し、障害をお持ちの方や介護が必要とされる在宅の方に対するかかりつけ歯科医の定着による歯科医療の提供の推進を図っております。毎年度6月に無料歯科相談を開催し、この事業の周知に努めているところでございます。

また、東京都多摩区立川保健所が事務局となり、障害者及び障害児の歯と口の健康づくりの推進を目的に実施されます歯ミカップにおいて、圏域6市の歯科医師会とともに実行委員会に参加し協力のほうをいたしております。来年度は、歯ミカップの開催地が本市となる予定でありますことから、歯科医師会とさらなる連携、協力を図ってまいります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最後、御所見を担当部からいただいてもう終わりにしたいと思いますが、歯に関しては、過去にも質問させていただきましたが、歯や歯茎を治すと当然全身が、糖尿病、リウマチ、それから若いうちのお母さんたちに歯の健康をよく知識としてそういう機会を設ければ、発症の予防の防止にもなる、それから先ほど教育委員会にもお話しをしましたが、やっぱり若いうちの親御さん世代からそういった歯の健康に対する意識づけをする機会を設けるというのは大変大事だというふうにこちらも捉えております。歯科医師会のほうも恐らく、六小のほうで先ほどフッ化物洗口のほう取り組んでいただいているというふうに伺っておりますが、なかなか恐らく、市全体でやれるのが恐らく理想なんです、やれない部分も多々事情は恐らく抱えてるというふうに思います。

しかし、諦めずに、市のイベントだとか、また市報を活用するやり方であったりだとか、それから成人式のとによく明るい選挙推進委員の方々がやっていると同時に、例えばあいった機会を通じて歯の健康を例えば伝えるであったり、さまざまなそういったやる方法はあると思いますので、ぜひかかりつけ医を持っていただくことと、とにかく歯を磨くということを意識づけ、習慣づけすること、学校でもうちの子も今1月になって歯磨き週間ということで学校からチラシをいただいて何か取り組んでみたいと思いますが、そういった意識づけの機会を設けるということは大変大事だと思いますので、年々こうして数字が出てくることは我々も理解をしておりますので、今後このあたりの課題をどう捉えて取り組んでいかれるのか、また歯科医師会ともぜひ連携をしていただきたいというふうに思いますので、最後御所見をもしいただけたらこれで終わりたいというふうに思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 全ての市民の皆様の生涯にわたっての歯と口腔の健康を保持していただき、健康で質の高い生活を営んでいただくということが非常に大切でございます。それにはやはり歯科疾患を早期に発見して早く治療を始めていただくということがやはり大切であると認識しております。

今議員のほうからもお話をいただいていますように、かかりつけの歯科医を持っていただき、定期的に歯科健診を受けていただいて歯科疾患を予防するということが大変重要であるというふうに考えております。

市民の皆様への安全で安定的な歯科医療の提供には、歯科医師会の皆様による歯科保健の医療提供活動が大変重要なこととなってまいりますことから、今後も引き続いて歯科医師会の皆様とは円滑な連携を図って、さまざまな御協力、御助言をいただきながら歯科医療の市民の皆様で健康で質の高い生活のための歯と口腔の健康の保持ということで歯科医療の推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

歯の健康は、今部長からもありましたが、意識が高い人と低い人が余りにもちょっと差があるものですから、我々の仕事は歯が命ではないですけど、大変人前に出る機会も多いものですから、意識が高い議員さんも非常に多いと思うんですが、ぜひ今お話ししたとおり、市民もそういった形で歯の健康に対する意識づけをできる、創出をできる機会をやっぱりつくっていただきたいというふうに思いますので、粘り強い取り組みを引き続き続けていただくことを要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

---

午前10時48分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、自転車対策について、成年後見制度について、ごみ屋敷についての3点について質問をさせていただきます。

まず、自転車対策についてであります。

①放置自転車について。

ア、放置自転車に対する現状認識と取り組み状況は。

イ、今後の展望と課題は。

②各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画について。

ア、計画において描かれているビジョンは。

イ、計画の実施に伴う課題は。

③自転車による交通事故防止対策について。

ア、現在の取り組み状況は。

イ、今後の課題は。

2つ目の成年後見制度についてであります。

①成年後見制度の現状について。

ア、制度の利用状況は。

イ、制度に対する市の評価は。

②成年後見制度の普及について。

ア、市としての取り組みは。

イ、現時点での課題及び今後の展望は。

3番目のごみ屋敷について。

①ごみ屋敷に対する認識について。

ア、ごみ屋敷が存在することに対する弊害は。

イ、市民から寄せられる苦情に対する認識は。

②ごみ屋敷の解消に向けた取り組みについて。

ア、現在の取り組み状況は。

イ、解消のための課題と対策は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、放置自転車の現状と取り組みについてであります。市内各駅周辺には多くの自転車が集中し、駐車空間の不足等から放置が生じ、交通環境の安全性や機能の低下などの問題を引き起こしております。

市では、放置自転車対策としまして注意看板の設置や警告を行うとともに、違法な駐車については撤去するなどの対策を行っておりますが、抜本的な解決には至っていない状況であります。

次に、今後の展望と課題についてであります。平成29年1月に策定しました各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画に基づき放置自転車対策の強化を実施し、駅周辺の安全な歩行空間の確保等の環境改善を図っております。

今後につきましては、自転車等の駐車環境を良好に維持していくことが大切であると考えております。

次に、各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画についてであります。本計画は、自転車等駐車場の環境改善や受益者負担の適正化、市、鉄道事業者の役割分担、市の負担軽減といった課題解決に向けた取り組みを示し、各駅周辺の安全で快適な交通環境の確保と公共空間の機能の維持を目指したものであります。

次に、計画の実施に伴う課題についてであります。本計画を実施する際には、自転車等駐車場の環境改善を図る上で、駅から近距離の自転車利用の抑制を推進する必要があるとともに、利用者の方々の混乱を招かないよう整備することが大切であると考えております。

次に、自転車の交通事故防止対策の取り組みについてであります。市では東大和警察署や東大和市地区交通安全協会と連携しまして、小学校、中学生の交通安全教室を実施するとともに、高齢者の方や広く市民の皆様を対象としました交通安全講習会等を実施しております。

安全教室等では、自転車の正しい乗り方や自転車安全利用五則を基本としました通行ルールの厳守、啓発などを行うとともに、市報やホームページで注意喚起やお知らせを掲載し、自転車の安全利用に対する認識の向上を図るなど、事故防止に努めているところであります。

次に、今後の課題についてであります。ナビマークなどの自転車通行空間を計画的に整備し、自転車は車道が原則という意識を高めていくとともに、多くの方に各種交通安全講習会や交通安全教室に参加していただき、自転車の通行ルールの徹底を図り、自転車の安全利用を促進することが事故の防止につながるものと考えております。

次に、成年後見制度の利用状況についてであります。市民の方の利用状況を全て把握することは困難であります。東大和市社会福祉協議会への申し立て支援等の相談件数はここ数年、年間約400件から500件で推移している状況で、近年は増加傾向にあるものと認識しております。

次に、成年後見制度に対する市の認識、評価についてであります。成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの影響により十分な判断能力を持たない方の権利と財産を守り、福祉サービスの適切な利用を図るための大変重要な制度であると認識しております。

次に、成年後見制度の普及に関する市の取り組みについてであります。市では、東大和市社会福祉協議会を成年後見制度の推進機関と位置づけ、成年後見や権利擁護に関する相談及び申し立て支援並びに制度の普及啓発に向けた講演会や研修会などの事業を委託しております。

今後も東大和市社会福祉協議会と連携を図りながら、制度の普及を推進してまいりたいと考えております。

次に、現時点での課題及び今後の展望についてであります。さまざまな広報活動により制度の認知度は年々向上しているものの、多くの市民の皆様の理解が進んでいるとは言えない状況であります。このことから、引き続き周知に努め、制度への理解を深めていただくことが課題であると認識しております。

今後の展望につきましては、高齢化の進展等に伴い、成年後見制度の必要性及び重要性がさらに高まっていくものと認識しております。

次に、ごみ屋敷が存在することに対する弊害についてであります。管理が不十分な家屋については悪臭や害虫の発生、不法投棄や放火の誘発など、衛生、防災、防犯の面で周囲の生活環境に大きな影響を与えるものと認識しております。

次に、市民から寄せられる苦情についてであります。いわゆるごみ屋敷につきましては全国的にも大きな問題になっております。東大和市におきましても、ごみのようなものが野積みの状態で放置され、敷地からはみ出しているといった苦情があることは認識しております。

次に、ごみ屋敷の解消に向けた取り組み状況についてであります。ごみのようなものの堆積による悪臭や害虫の発生、また道路上へのはみ出しなど、さまざまな苦情に対して個別に対応しているところです。

具体的には、問題となっている家屋の所有者や管理者に対して、衛生、防災、防犯の観点から改善を求めているところであります。

次に、ごみ屋敷解消のための課題と対策についてであります。一般に私有地内にある所有物を行政が強制的に排除することは現状においては困難であります。また、いわゆるごみ屋敷はさまざまな問題が内在してい

る場合が多く、解決には福祉、医療、介護なども含めた多方面からの支援が非常に重要であるとも言われております。このため、他自治体の政策と成果について、幅広く情報を収集してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○10番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず自転車対策についてであります。各駅周辺のみならず、市内各地に放置自転車があると思われ。市が把握している放置自転車の数というのはおおよそ何台ぐらいあるのでしょうか。過去からの推移がわかるものがあればあわせてお示しをいただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 放置自転車の数でございますが、放置自転車は路上放置と、それから駐輪場内の放置がございます。過去5年間の推移でございますが、平成23年度から27年度でございます。平成23年度の路上放置でございますが、819台、平成24年度が550台、平成25年度が554台、平成26年度が526台、平成27年度が400台ということで、少しずつ減少しているような状況です。

一方、駐輪場内の放置でございますが、平成23年度が1,163台、平成24年度、1,105台、平成25年度、1,084台、平成26年度、861台、平成27年度、829台ということで、こちらも少しずつではありますが減少しております。

両方の合計、路上放置、駐輪場内の合計ですが、平成23年度、1,982台、平成24年度、1,655台、平成25年度、1,638台、平成26年度、1,387台、平成27年度、1,229台となっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。いろいろとお取り組みをいただいている成果として徐々に減ってきているものだというふうに評価をしたいと思っております。

各駅周辺における駐輪環境について伺いたします。

現在各駅周辺における市営の無料の駐輪場というのは何カ所あって、全部で何台分のスペースがあるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在の自転車等駐車場の数でございますが、全体で25カ所ございまして、そのうち市で運営する箇所が19カ所ございます。19カ所の合計で4,263台が置ける形になってございます。こちらは原付バイクも含んでおります。

平成28年10月の調査では、実際には6,330台収容されておまして、1.5倍程度の収容台数になってございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、放置自転車の処理についてなんですが、これはどのような流れに今なっているのかを教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 路上放置の放置自転車につきまして説明させていただきます。

まず最初でございますが、放置禁止区域内の路上に駐車してございます自転車に警告札をつけます。その次に、条例の施行規則で規定されております警告札をつけてからおおむね1時間を経過してもなお放置されている状態であると認められる自転車を撤去いたします。撤去する際には、そこに置いてあるということを証明するため、デジタルカメラ等で状態を撮影しておきます。その自転車を運びまして市の保管場所に収容します。

そこで防犯登録番号を保管台帳に控えまして、東大和警察署に所有者を照会します。

その後、持ち主の方が引き取りに来られたときには身分証明書と自転車の鍵を確認し、撤去手数料いただいて返還するようなことになってございます。6カ月保管することになってございまして、6カ月たっても引き取りに来ない自転車につきましては、条例により市に帰属され、その後処分するような形になります。その処分の一部を東京都自転車商協同組合大和村山支部に無償譲渡し、リサイクル自転車として活用していただいております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そういった流れの中で撤去している自転車の数、それから持ち主に返却される数というのは把握しておりますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど申し上げました放置自転車の数が撤去の数ということでなっております。撤去の数は先ほど放置の数と同様でございます。

まず路上放置のほうですが、その返還台数でございますが、おおよそ60%から70%、これはここ5年間の平均でございますが、そのぐらいになってございます。

一方、駐車場内の放置の返還、こちらは1,100台から800台ぐらいの撤去台数のうち、返還台数が3台から29台ということで、この5年間の数字でございますが、そのような形になってございまして、返還率が1.2%となっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 状況についてはわかりました。

自転車の駐車場、駐輪場対策というものは、東大和市固有の問題ではないと思いますが、各自治体における放置自転車対策、また駐輪場の整備対策として参考にした事例というものはどのようなものがあるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の整備計画を策定するに当たりまして、近隣市の立川市、小平市、東村山市においても既に有料化してございますが、そちらのほうでは週3日、放置自転車の撤去を実施してということで、当市におきましては月2回しか行ってございませぬので、放置自転車対策を強化するという考えから、月2回から週3回として取り入れました経過がございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） それでは次に、公共自転車等駐車場整備計画について伺います。

この計画では、駐車場を利用する方としない方との公平性を考慮する必要性から、公共自転車等駐車場を有料化し受益者負担の適正化を図るとあります。この計画が実施されることによって、駅周辺での現在ある無料の駐輪場、駐車場はなくなるという考えでよろしいのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在市で運営してございます自転車等駐車場は、全て有料化になる予定でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その有料化によって近くから駅を利用する人の自転車の利用抑制を図るといふ御答弁がありました。この計画によってどの程度の利用抑制が図られるというふうに見ているのでしょうか。また、それによって不法に放置される自転車はどの程度減ってくるというふうには推測をしているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 利用の抑制についてでございますが、平成26年3月に策定しました東大和市自転

車等の駐車対策に関する総合計画では、有料化による提言数としまして、各駅や自宅からの方向別で数値は変動しますが、おおよそ15%から25%減少するとの試算が出てございます。

また、不法に放置されてます自転車はどの程度減ってくるかということでございますが、放置自転車の減少は、放置自転車対策だけではなく、自転車等駐車場の整備と一体で効果があらわれるものと考えてございます。具体的な数字までは把握できませんが、かなりの割合で減少すると考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その駐輪場の有料化に関しまして、料金の設定は多摩地域の平均値を採用しているというのですが、ほかの先行して行ってる自治体において、利用抑制の効果、収支の状況はどのような変化が見られたのか、また見られているのか、そういった分析については行っているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 利用抑制の効果の分析ということでございますが、昨年10月に無料から有料にしたJRの南武線で2カ所の駅がございまして、そちらにつきましては有料化によりおのおの23.2%、35.6%の利用の減となっておりますので、その分が自粛になってるということで考えてございます。

また、先行してる自治体の収支の状況でございますが、収支につきましては、当然のことではございますが、需要が高い箇所が黒字になるということで、低い箇所は赤字になる場合もあるということでございます。また、放置自転車の撤去を強化しないと放置がふえ、赤字になるケースもあるということで、放置自転車対策と一体で実施しなければならないということで考えてございます。

また、駅利用の人口の増減によりまして利用人数も比例し収支が変動するとともに、運営中に駅周辺に大型のスーパーなどが建ちますと、そこに駐輪場が設置されるため駐輪場が減るっていうケースもございます。一概に収支についてそのまま改修するまで同じ状況で実施できるとは言えない状況でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 計画では、公共自転車駐車場の整備及び管理運営につきまして公益財団法人自転車駐車場整備センターによる事業とすることが効果的・効率的であるとしてあります。指定管理者制度、公設民営型のDBO方式、PFI方式と比べ、何がどのようにすぐれていると判断したのか御説明いただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 公益財団法人自転車駐車場整備センターを最も効果的・効率的としたことについてでございますが、6点ほどございます。

まず1点目が民設民営型であることです。これにつきましては、市の財政負担が軽減されるということがございまして、また管理に伴う職員による負担が軽減されるということもございます。指定管理者制度、DBO方式については公設民営型であり合致していないという状況でございます。

2点目と3点目、施設の設計、建設、維持管理、運営を事業者が一括で実施できるということと、契約が一括で契約できるということで、こちらにつきましては指定管理者制度が合致していないような状況がございます。

4点目でございますが、建設費用の回収後は市に無償譲渡されるという部分がございます。PFI方式につきましては譲渡時に費用が発生する場合がある、また指定管理者制度、DBO方式は最初から市の施設として運営しますので対象外となっております。

5点目が資金調達が必要ないということでございます。指定管理者制度、DBO方式では市の負担となります。PFI方式は金融機関の金利負担が過大となるケースもございます。

最後、6点目は、事業者選定の手続がほかの方式と比較して簡素であるということが挙げられます。

以上、主な点でございますが、この6点を比較検討した中でそういう公益財団法人自転車駐車場整備センターが最も効果的・効率的ということになりました。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 計画では、整備後の効果として市の負担軽減が挙げられておりますが、建設事業費や人件費に関して行政主導で行った場合と比較をしてどの程度の効果が見込まれるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず建設事業費でございますが、整備計画の中の運営事業者の収支計画書でも記載してございますが、工事費がおよそ4億円以上かかります。計画では、準備工事、既存駐車場の更地化工事などのみの工事費で済みますので、1,200万円程度で対応できるということになります。

また、人件費につきましては、市で運営した場合、駐車場内の整備や管理人の配置が必要になります。試算は行ってはございませんが、放置自転車対策による駅頭駐輪指導委託の増員も含まれ、駐車場運営の事務量も増加するため、計画の試算より相当多くなると考えられ、民設民営型とすることにより人件費抑制が図られるものと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 運営事業者の収支計画案ではおおむね19年で整備費用の回収を予定しているとのことでありますが、先行実施している他の自治体の状況について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 多摩地区で申し上げますと、実施している市の中で既に回収が終わっている自転車等駐車場の回収期間は、短いところで3年で回収されてございます。長いところでは、23年で回収してるところがございます。最も多いのは11年から14年程度であるということでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 計画では、有料化の実施によりまして近距離からの利用抑制を図るというふうになっております。どのような基準を設けて、どのように運用をしようとしているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） これから検討する内容ではございますが、駅から半径500メートル以内の方の定期利用は受け付けられないなどの措置によるような利用抑制を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 近距離からの利用抑制に関してですけれども、遠距離から駅まで来られている方で今まで無料の駐輪場を利用されていた方、すなわち自転車利用の必要性が十分にあって、今まで無料で自転車をとめていたという恩恵を受けておられた方々、こういう方々の扱いについてはどのようにしていくのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 家から遠いということを考えるのではなくて、公共自転車等駐車場の運営に当たりましては、設備の設置や管理によります経費が必要であり、駐車場を利用する方と利用しない方の公平性を考慮し、受益者負担の適正化を図るものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） また、駅の近くには住んでいるんですが、高齢であったり足が悪い等の事情によって自転車を利用せざるを得ない人もいらっしゃるというふうに考えますが、そういった方々に対する配慮というのはどのように行われるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 一般的でございますが、一般的には一時利用で対応できるものではないかという

ことで考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 実施スケジュールでは、ことしの4月に市民に対する詳細なお知らせというものを予定されているようですが、市民への説明はどのような形でどの程度行われる予定なのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 4月中旬ごろにお知らせは考えておりますが、市報、市のホームページで掲載をさせていただきます。また、その他効果的な方法を検討したいと思っております。内容につきましては、工事の日程や仮の駐車場料金等を載せていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 説明方法についてはこれから御検討されるということですので、ぜひ市民に対してしっかりとやっていただきたいと思えます。

それでは、自転車による交通事故防止対策のほうに移らせていただきますが、自転車による交通事故ですが、まず市内で発生している自転車事故の件数がおわかりでしたら教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内で発生している自転車事故の件数でございますが、平成24年から平成28年の過去5年のデータがございます。平成24年は157人、平成25年は109人、平成26年は94人、平成27年は89人、ここまでは減少傾向で来てございます。平成28年は101人ということで、こちら平成28年はふえてございます。いずれも全体の30%強ぐらいの割合となっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 自転車による交通事故の原因としては主にどのようなものがあるのでしょうか。また、事故を起こす危険度合いの高い年齢層というのはあるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 自転車による交通事故の原因でございますが、平成28年中の都内の自転車事故の統計がございます。そちらは事故発生件数1万1,218件ございまして、その中で最も多いのが交差点での事故でございます。こちらは6,234件で55.6%に当たります。2番目が単路ということで、交差点ではない真っすぐの道路といいますか、そのような単路でございますが、2,988件で26.6%となっております。3番目が交差点付近ということで、1,754件、15.6%となっております。交差点での出会い頭が多く、安全不確認などを原因とするケースが目立っているとのことでございます。

また、事故を起こす危険度合いの高い年齢ということもございますが、こちらも都内での集計でございますが、先ほど申し上げました事故発生件数1万1,218件のうち、最も多いのが30歳代でございます。2,063件で、全体の18.4%に当たります。2番目が40歳代で1,929件、17.2%に当たります。3番目が65歳以上の高齢者ということで、1,927件、17.2%となっております。4番目が50歳代で1,360件、12.1%となっております。30歳代、40歳代、高齢者の方が際立って多いような状況となっておりますが、死者数については65歳以上の高齢者が最も多く、18人となっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 自転車の通行マナー、また交通事故防止対策の中で、左側通行の周知徹底のためのナビマークが青梅街道を初めとする都道に描かれておりますが、このことについては市はどの程度関与しているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内におきましては、新青梅街道、青梅街道について最近設置されてございますが、こちらにつきましては警視庁が設置したものでございまして、自転車ナビルート設置計画に基づくものでござ

います。平成28年度から30年度の3年間で計画しているもので、国道、都道が対象で、市区町村道は対象外であると確認してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 一昨年ですが、建設環境委員会で自転車対策について、金沢を訪問した際に、自動車のすれ違いがやっとならざるような狭い市道にもこういったナビマークが描かれておりました。市長答弁の中でも、たしかナビマークなどの自転車通行空間を計画的に整備していくとのことだったと思いますが、市として今後市道にこのようなナビマークをどのあたりからどの程度描いていこうとしているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市では、東大和警察署と連携しましてナビマークを設置してございますが、警察署との協議によりまして、車道が広く外側線がある幹線道路への設置を実施してございます。現在市道第3号線けやき通り、やまもも通り、また市道第5号線ハミングロード、市道第7号線中央通り、市道第9号線の八幡通り、いちょう通りの一部、また市道第13号線ゆりのき通りに設置してございます。平成29年度につきましては、市道第9号線の舗装箇所を予定してございます。

現在のところ、生活道路等の狭い道路に設置する予定はございません。生活道路への設置は市内ではつい最近、東大和病院角の信号機の前後に設置しました。こちらにつきましては、信号機での渡り方を誘導する意味から特別なケースとして設置したものでございまして、今現在のところへは生活道路への狭い道路の設置は予定はございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 私個人的には、自転車を運転する方のマナー違反が事故につながる傾向があるのではないかというふうに認識をしております。左側通行の徹底が自転車運転者の意識として非常に低いのではないかとと思われるケースが多々あるのですが、ナビマーク以外にマナー向上につながる取り組みとして現在行っていること、また今後行っていく必要があると思われることはありますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） ナビマーク以外に現在行っていることでございますが、まずハード面でございますが、自転車徐行、また自転車ストップマークなどの路面表示を設置してございます。また、自転車はとまれ、自転車はおりて通行しましょうなどの立て看板も設置してございます。ソフト面としましては、各種交通安全講習会を実施しましてマナーの向上に努めているところでございます。

今後行っていく必要があることということでございますが、30歳代、40歳代の方の交通安全講習会などへの参加が少なく、この年代だけではなく、広く一般の方々への参加を促すことが必要であると考えてございます。

また、参加されないの方々への交通安全に対する啓発をどのように行っていくかを考えなければいけないということだと思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 交通ルールを守るという意識を高めてもらうためには、警察による取り締まりも一定強化をしていただく必要があるかと思われませんが、例えば右側通行、無灯火運転、2人乗り、一時停止違反、信号無視、複数自転車による並走等について余り取り締まられているような状況ではないというふうに思えるのですが、警察との連携について市はどのような対応をとっているのでしょうか。

2月27日付で配付をされました東大和市交通安全計画によりますと、第2章、自転車の安全利用の推進の中、指導の強化として、自転車の危険・迷惑な走行に対して、警察の協力のもと、街頭指導の強化を図るとありますが、どのように強化をしていこうとしているのでしょうか。また、今後あるべき姿としてどのように認識を

しているのか教えてください。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 警察署との連携でございますが、この連携につきましては、交通安全教室や講習会の調整などを行っております。また、道路のハード面での整備の調整等も行っております。市民からの要望による巡回や取り締まりの強化なども依頼しております。警察との連携はこのほかにも行っておりますが、主なものとしてはこういうものがございます。

それから、東大和市交通安全計画の御質問でございますが、街頭指導の強化ということでございますが、現在東大和警察署で毎年10日と20日に行っている街頭指導がございます。この街頭指導等につきまして、今後警察署と協議しながら、市については広報等の協力などにより、より効果的な方法を考えていきたいということではございます。

また、今後あるべき姿の認識でございますが、東大和警察署、東大和地区交通安全協会、市の三者で連携して交通安全対策を推進していくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 自転車マナーの向上の取り組みとして、学校ではさまざま行われているように見受けられるのですが、大人向けの講習会や交通安全教室というものがちょっと少ないような感じを持っているところでもあります。大人向けの取り組みについて何か考えていることはないでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 大人向け、一般向けということでございますが、現在のところ、一般向けの交通安全講習会につきましては、春・秋の交通安全講習会がございます。こちらは市内4カ所で行っていますので、合計で8カ所、年でやっております。

また、高齢者向けの交通安全教室も毎年3月に行っているような状況でございます。こちらはいずれも平日の講習会でございますので、働いている方が大部分である中ではなかなか参加が難しいかとも感じてございます。土曜か日曜に何か興味を持つようなイベントを含めた講習会等ができればよいということで考えてございます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** ぜひそういったイベントを御検討いただきたいと思います。

自転車運転者のマナー向上のためには、市報やホームページの中で啓発をするだけでは効果は余り期待できないと思います。道路の至るところに、自転車は左側を通行しましょうとか、自転車は車道を走りましょうとか、スマホや携帯のながら運転はやめましょうといったような立て看板を設置をして、常に市民の方の目に触れるような施策が必要ではないかと思っております。当然これは予算が絡む話になってきますので、一度に大量の看板を作成して設置するというようなことにはならないと思っておりますが、少しずつでも取り組みを進めていただくように御検討をお願いすることは可能でしょうか。

○**都市建設部長（内藤峰雄君）** 自転車利用に対します注意喚起やマナー向上のための看板の掲出等につきましては、掲出することに対する安全性の問題だとか、景観等にも配慮する必要があるというふうにも考えております。

と申しましても、自転車がかかわる交通事故の防止を図るためには、いろいろなところで啓発をしていく必要があるというふうに思っておりますので、今後効果的な方法について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

駐輪場対策、放置自転車対策、交通事故防止対策、そして自転車利用者の交通マナーの向上、解決すべき課題は山積しております。駐輪場対策は多くの自治体で共通の問題点を抱えていると思われまして、放置自転車についても同様であると考えます。各市の取り組みと情報収集を積極的に行い、早期に解決をしていただけるよう取り組みの推進を強く要望いたします。

また、自転車利用者の交通マナーの向上につきましては警察との連携が欠かせないものであります。東大和市役所はさまざまな場面において警察との協力体制が十分にできていないという声を市民の方々からもちょうだいをしている状況でございますので、そういった声を打ち消すように、日ごろの連携をさらに強化をさせ、十分な成果を出していただくことを期待して、最初の質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、成年後見制度についてであります。

まず、相談件数、増加傾向にあるとの御答弁でしたが、社会福祉協議会に寄せられる相談の内容について、どういった相談が多く寄せられているのかといった情報は把握しておりますでしょうか。また、制度の申立人と本人との関係ではどういう方が多い状況なのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 社会福祉協議会に寄せられる相談の主な内容でございますが、最近では身寄りのない高齢者からの御相談がふえている状況にあるとのことでありまして、内容といたしましては、身体介護や金銭、病気、相続問題等さまざまありまして、生活全般に関するお困りごとの相談が多いとのことでありまして、

また、制度の申立人と本人との関係でございますが、内閣府の成年後見制度利用促進委員会事務局の調査によりますと、平成27年の国全体の状況につきましては、本人のお子さんが申立人となるケースが約30%、次いで市区町村長が申立人となるケースが約17%、次に本人の兄弟及びその他の親族が申立人となるケースがそれぞれ約14%となっております。当市におきましても若干数字の前後はあるものの、国に準じた傾向となっているようでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今の御答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、成年後見人と本人との関係においてはどのような方が後見人となっているケースが多いのか、またその理由はどのようなことによるのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 成年後見人と本人の関係でございますが、先ほども御紹介させていただきました国の調査によりますと、司法書士や弁護士、社会福祉士など、親族以外の第三者が成年後見人に選任されたケースが全体の約70%、子や配偶者などの親族が成年後見人に選任されたケースが約30%となっております。

この理由でございますけれども、成年後見人の業務は預貯金等の管理・解約や施設入所等のための介護保険契約などが主なものとなっております。専門的な知識を必要とするケースが多いことから、司法書士や弁護士などの資格を持った方が後見人となることが多いのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 成年後見制度につきましては、社会福祉協議会が制度普及の推進機関というふうに位置づけられていると認識しておりますが、申立人が社会福祉協議会を訪れ、制度の利用を申し込んでから後見人を見つけ、後見が開始されるまでの流れについて教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 制度の利用、申し込んでからの手続の流れでございますが、制度の推進機関であります社会福祉協議会におきまして、申し立てに必要な書類作成の支援や後見人候補者の選任を行った後、

家庭裁判所に申し立てをしていただきます。家庭裁判所におきましては、裁判所の職員が申立人や後見人候補者、それから御本人等から事情を伺うなどして調査が行われまして、その後、後見等の開始の審判を受け、後見等が開始されるという流れとなっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市長答弁の中で、この制度は大変重要であると認識しているというふうに述べられている一方で、多くの市民の皆様の理解が進んでいるとは言えない状況にあるとも述べられていたと思います。市民の方々の理解が進んでいない理由としてどのようなことが考えられるのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 成年後見制度の理解が進んでいない理由でございますが、市報などを通じましてPRしておりますことから、そういう制度があるということは聞いたことがある、あるいは知っているが自分は健康だからまだ大丈夫だといった形でなかなか関心を持っていただけない。言いかえますと、例えば高齢化によって認知症になられて、御自身や御家族の方が成年後見制度を利用する必要性が生じて初めて御相談にいられて制度を知るといような状況が多くございます。

このような状況が制度の理解が進んでいかない理由の大きな一つであると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 制度の普及を推進していきたいけれども、なかなかうまくいっていない、制度の普及が進まない原因、極端な言い方をすれば、制度の普及を阻害している要因がもしあるとすれば、どのようなところにあるというふうにお考えでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 制度の普及が進まない原因でございますが、まず後見の申し立て等の手続きが煩雑であることが理由の一つとして考えられます。また、被後見人、後見される側の方にとりましては、親族の方で後見人となる方がいない場合、預貯金等の管理・解約や施設入所等のための介護保険契約などの重要な業務を後見人とはいえ他人に任せるといことに抵抗感があるのではないかと考えております。

さらに、後見人、後見する側の立場で考えますと、弁護士や司法書士など、資格を持った方にとりましても困難な事例を抱える場合も少なくないため、後見人の負担が大きいということなども制度の普及が進まない原因の一つであると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） さきの質問と重複してしまうところが多いかもしれませんが、実際に後見人になられて被後見人の財産管理や身上監護等の業務を行う場合、後見人にとって御苦労が多い部分、また一般の方が市民後見人となって他の方の後見事務を行う際に苦労される部分というのはどのようなところでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 後見人が苦労する部分についてでございますけれども、ケースによりましては、財産の管理などにおきまして、被後見人の親族とのトラブルが発生するケース、あるいは被後見人御本人との相性が悪くなってしまい後見人を解任されるケースなども多いというふうに言われております。

なお、当市におきましては市民後見人の方はおりませんが、一般的には専門職の方が後見人である場合と同様な困難が市民後見人にもあるものと推察しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 成年後見制度の普及の前段階として、地域福祉権利擁護事業というものがあると思います。市のホームページに平成27年度に実施した仕事の振り返りシートがあり、それに関連すると思われるもので、地域福祉権利擁護事業費補助金交付事務と、成年後見につながる事務として、成年後見安心生活創造事

業委託事務というシートがあったのですが、それらの事務の内容と成果について、また平成28年度の進捗状況について教えていただけますでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） まず地域福祉権利擁護事業費補助金交付事務であります。社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業に係る費用の一部を補助しているものであります。これは、成年後見制度の利用には至らないものの、認知症等により判断能力が低下し、財産管理や日常生活を営むことが困難になった方からの相談をお受けする、あるいは契約に基づき判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理等のサービスを実施しております。これらにより地域において自立した生活が送れるよう支援しているものであります。

今年度につきましても、高齢化の進展等により相談件数は増加傾向にありますことから、事業としての必要性や一定の成果はあるものと認識しております。

次に、成年後見安心生活創造事業委託事務であります。こちらにつきましては、成年後見制度の利用に関する相談をお受けすることや、制度の推進機関を設置し関係機関との連携や制度の周知に関する講演会、相談会など、市民の皆様への情報提供等を社会福祉協議会への委託により実施しているものであります。こちらにつきましても、地域福祉権利擁護事業と同様に、年度によって若干の上下はありますものの、高齢化の進展等により相談件数や成年後見制度の申立件数は増加傾向にありますことから、事業としての必要性、一定の成果はあるものと認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） またそういった事業が成年後見制度の普及にどのようにつながっていくのか、あるいはどのようにつなげていこうとしているのか教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 先ほども述べましたように、補助金交付や委託によりまして権利擁護事業や成年後見制度に関する事業を実施しておりますが、制度の普及のためにはまず講演会や相談会等、一般市民向けの事業などによりまして地道に成年後見制度を知っていただく、また啓発を図っていくことが必要であると考えております。

その上で、市民の皆様にはいつかはみずから降りかかることという問題意識を持っていただくなど、制度の趣旨を御理解いただく方をふやすことで利用しやすい環境づくりにつながっていくものと考えておりますので、引き続きこのような視点を持って事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 昨年、成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定されました。その第6章で地方公共団体の講ずる措置が定められ、第23条で市町村は成年後見制度利用促進計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。2として、市町村は当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して基本的な事項を調査、審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会と他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。とあります。

これらはあくまでも努力義務であり、強制力はないと判断いたしますが、市の対応状況はいかがででしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま根岸議員のほうからお話いただきました成年後見制度の利用の促進に関する法律でございますが、これにつきましては昨年5月に施行されまして、その中におきましては、市町村の計画を定めることとか、審議会等合議制の機関を置くように求めるというようなことで、ただこれは努力義務

というようなことでございます。

市の対応といたしましては、今後国のほうで成年後見制度利用促進基本計画というものを定めるとされております。現在この基本計画のパブリックコメントが国のほうでことし1月19日から2月17日の30日間にわたり行われたところでございます。この結果を踏まえて、今後国のほうで閣議決定がされて基本計画が定められるということでございますので、市といたしましては、この国の基本計画が定められ、公表された後、この基本計画の内容を踏まえまして、当市の実情に応じた検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 制度の普及に関しまして、先進的に取り組みを進め成功している自治体があると思いますが、参考にできるような先進的な取り組みを行っての自治体というのはあるのでしょうか。またそれはどのような取り組みなのでしょう。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 本市では行っていない先進的な事業を実施している自治体でございますが、平成24年4月1日の老人福祉法の改正に先立ちまして、国の100%補助を受けたモデル事業として、都内では墨田区、それから近隣では埼玉県飯能市が市民後見人育成のための事業を実施しており、その後も継続して市民後見人の育成事業を実施していると認識しております。

また、その他都内の市におきましても、近年では市民後見人の育成事業を実施している市もあると聞いております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先行市の取り組み事例の中で、本市として採用できると思われる施策、模倣とまではいなくても、類似したやり方で実施してみたいと思われる施策としてはどのようなものがありますでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 市民後見人の育成事業ですけれども、この事業の前提としまして、社会福祉協議会が後見監督人となる、そういった重要な役割を果たしまして、市民後見人となった方のバックアップをする必要がございます。ただ、この社会福祉協議会の体制を充実させなければいけないという課題がございます。

本市におきましては、財政的な面あるいは人員体制等を考慮しましてこれらの事業を行っていませんが、現状では今の状況がベターではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 成年後見制度は、今後進展していく高齢化により、その必要性及び重要性が高まってくるとの御認識でした。

先般1月に開催されたタウンミーティングでは、30年後の市の姿を考えるというタイトルで開催をされておりました。私は残念ながら出席がかなわなかったのですが、きっとすばらしい未来像が描かれていたのだと思います。その30年後の東大和市において、この成年後見制度がどのような形で普及し、利用されているのか、そのビジョンをお聞かせいただければと思います。

また、そのビジョンを実現するためにどのような条件をクリアしなければならないのか、そのためにどのような施策を実施していこうとしているのかをお聞かせください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市長答弁にもございましたが、高齢化がますます今後進展してまいります。この成年後見制度については判断能力が十分じゃない方々の日常生活における権利を守り、安心して社会生活を送っていただくための支援する制度でございます。まずはそういった高齢化の進展に伴って制度の趣旨とか内容を

市民の皆様にも正しく知っていただく、誰もが利用しやすい環境づくりを進めていくという必要があると考えております。

社会福祉協議会とも連携しながら、将来的にはやはり市民後見人の方の育成とか、それから法人後見、そういった支援体制づくりも含めてどのようにしていくかというようなことを検討していく必要はあるというふうと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 成年後見制度というものは今後さらに進んでいく、高齢化社会にとって必要不可欠な制度であることは間違いないと思いますが、現在の日本のほかの人の世話になるのは恥であるという古い文化といえますか、日本人特有の意識がまだ色濃く残っており、広く一般的に活用される制度となるためには、まだまだ時間を要するものであると認識いたします。

また、制度が一般化していく中で、市民後見人が誕生し、ふえていく環境も整ってくるのが十分に予想されますので、社会福祉協議会との連携を強化していく中で、制度の認知度を高めるための勉強会や弁護士、司法書士の方々による講習会等、さまざまな手法を用いた取り組みを継続していただくことを期待して、2つ目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、最後のごみ屋敷について幾つか伺いたいと思います。

東大和市におきましても、ごみのようなものが野積みの状態で放置され、敷地からはみ出しているといった苦情があるということは認識をしているとの御答弁がありましたが、世間一般にいうところのいわゆるごみ屋敷として認識している物件というのは市内にあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） いわゆるごみ屋敷と呼ばれる物件が市内にどの程度あるかにつきましては、実態を十分把握してはございませんが、現在のところ1件は認識してございます。また、現在は空き家として対応しているケースで、過去にごみ屋敷としてかかわったケースが1件ございました。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市内にあるそのような物件に寄せられている苦情というのはどのようなものが多いのでしょうか。また、苦情が寄せられてからどのように対応をされているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 苦情につきましては、物が道路まではみ出して交通に支障があるですとか、悪臭がする、害虫が発生している、衛生的に問題があるといったものが多いと認識してございます。過去にかかわったケースでも同様でございました。ちなみに、当時の対応といたしましては、市の関係部署を初めとして、警察、消防、保健所などの関係機関とで調整会議等を行いながら、それぞれの立場で改善をお願いするといった対応をしてきたものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ごみ屋敷であるかどうかを認識する判断基準というのは何かおありなののでしょうか。もしないのであれば、ごみ屋敷であるということをどのように判断をしているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） ごみ屋敷であるかどうかの判断基準についてでございますが、法的な定義はございませんで、一般的などうか、確定的な判断基準はないと認識してございます。

実際の判断といたしましては、建物内や敷地内、または敷地外にごみのようなものが野積みの状態で放置され、悪臭や害虫の発生など、周辺住民から何らかの苦情等が寄せられてる状態にあるものをごみ屋敷として判断することになると考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

対象となっている物件が市内では1件だという御答弁が先ほどございました。恐らく、何度か緑地の保全に関する質問で伺ったことがある狭山緑地に隣接する物件であろうかと思いますが、この件につきましては現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 狭山緑地内にごございます物件に関しましては、雑木林の会の皆様が定点観測として状況を見ていただいているという状況でございます。また、市といたしましては、昨年、当該物件の隣地を御寄附いただくに当たりまして測量を実施しております。その際に本物件に居住されております住民の方と接触いたしておりまして、道路や所有地でない場所などへのはみ出し物につきまして片づけをお願いしてきております。

最近の状況といたしましては、少しずつではございますが、はみ出し物などが片づけられ、減ってきている状況にあります。引き続き状況を見ていきたいというふうには考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ごみ屋敷とまでいかなくても、私有物が敷地からはみ出して通行の妨げになっているケース等、さまざまな苦情に対して個別に対応しているとの御答弁がありました。そういったおうちに対するアプローチ、御家庭に対するアプローチやその指導あるいはお願いの難しさというのはどのようなところにありますでしょうか。またその対応はどのように行われているのでしょうか。慎重かつ丁寧な対応が求められ、それを実践されているというふうに認識をいたしますが、そういった際の注意点等教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 苦情がある御家庭に対する対応の難しさといたしましては、根拠法令がまずございませんので、ごみなどを処理するようにその居住者に改善の申し入れを行う以外に具体的な方法がないということがございますし、それからその御家庭の居住者がそもそもごみとして認識をしておらず、改善を申し入れてもなかなか進展しないといったことが挙げられます。また、いわゆるごみ屋敷が生まれる要因といたしまして、居住者の物に対する考え方や心身の病気、それからコミュニティーからの孤立、居住者を取り巻く周囲の環境など、さまざまな要因が考えられますので、注意点といたしましては、そうした要因を丁寧に分析をしながら対策を立てて、定期的に改善の申し入れを粘り強く行っていく必要があるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど市長答弁の中で、ごみ屋敷の解消に向けて他の自治体の施策と成果について幅広く情報を収集していきたいとの御答弁があったと思います。

現時点で収集できている情報の中で有効なものとしてはどのようなものがあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） ごみ屋敷が生まれる背景や原因にはさまざまな要因が複合的に影響しているわけ

でございますけども、情報収集した中で、その原因者の多くが孤立した高齢者が多いということや認知症の方も目立つということが言われているようでございます。このため、ごみの撤去だけでなく、原因者となるその住民の生活を再建できるよう、医療や介護など必要な支援に力を入れることが大事であると言われておりまして、こうした情報は有益だと考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

ごみ屋敷の問題に関しては、ごみ屋敷を発生させないということが最も重要なポイントであるというふうに考えます。ごみ屋敷を発生させない予防策として現在市が行っている取り組みというのはありますでしょうか。また今後展開していきたいと考えている施策はあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） ごみ屋敷を発生させない予防策といたしましては、まず地域における見守りや声かけの機能強化をして、ごみ屋敷になる前のなるべく早い段階で発見をして対処していくことが必要ではないかというふうに考えてございます。そうしたことから、今後ごみ屋敷問題に先行して取り組んでる自治体の施策と成果について幅広く情報収集しながら、効果的な対策のあり方について研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今回ごみ屋敷ということで質問をさせていただきました。市内のごみ屋敷につきましては徐々に解消の方向にあるということで安心しておりますが、ごみ屋敷というのは一度出現しますと、それを片づけるのに大変な労力を要することになります。地域との連携を強化しながらごみ屋敷が発生しない環境を維持していくことが最大のポイントであると思っておりますので、よろしく願いいたします。

昨日の代表質問でも多くの方が日本一子育てしやすいまちの実現に向けた施策について伺っていたと思います。街中にごみがあふれ、悪臭が漂い、害獣、害虫が発生しているような場所に人は寄りつきません。子育てしやすいまちというのは清潔で心地よい住環境がベースになっており、これができていなければ、幾ら立派な子育て支援策を打ち立てても市民から認められることはないと思っております。この点をしっかりと御認識をいただいて、今後さまざまな施策の展開に御尽力いただくことを期待して、私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 中野志乃夫君

○議長（関田正民君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず1点目は、都営向原団地の創出用地の活用についてということであります。

先ほども他の議員から同様の質問がありましたけれども、通告しておりますのでお願いいたします。

まず1点目は、市はどのような活用を考えているのか。

2点目としては、東京街道団地の空き地との関連性はどうかについてお伺いいたします。

2点目に関しては、みのり福祉園の跡地活用についてであります。

- 1点目として、やまとあけぼの学園の移設は決定したのか。
- 2点目としては、やまとあけぼの学園以外の活用は考えているのか。
- 3点目は、運営母体をどのように考えているのかということであります。
- 以上です。よろしくお願いいたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、向原団地の創出用地の活用についてであります。他の議員の御質問にもお答えいたしました。平成29年1月、東京都から創出用地の活用について市と協議を進めてまいりたい旨の通知がありました。向原団地の創出用地につきましては、市の玄関口である東大和市駅に至近の距離にあることを考慮し、地域のにぎわいの創出に資する施設や将来にわたり市の活力を維持していくために必要な魅力ある住宅市街地の形成が重要であると考えております。

次に、東京都街道団地の創出用地との関連性であります。2つの団地の創出用地の活用については、直接の関連はありませんが、市の人口規模や事業性などを踏まえた検討が必要になると考えられます。

次に、みのり福祉園の跡地の活用についてであります。やまとあけぼの学園の移設につきましては、現時点では老朽化対策としてみのり福祉園の跡地の有効活用も視野に入れながら検討しているところであり、移設を決定はしておりません。

次に、やまとあけぼの学園以外の活用についてであります。妊娠期から子育て期まで、子育て世帯に対する切れ目のないきめ細やかな子育て支援施設事業における活用を検討しております。

次に、運営母体についてであります。やまとあけぼの学園で実施しています児童発達支援事業は、他の自治体において指定管理者制度または業務委託による実施の実績があることから、当市におきましても民間活力の導入を検討しているところであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○22番（中野志乃夫君） それでは、まず1点目の向原団地に関連して再質問させていただきます。

まず現状では、東京都からそうした創出用地の活用についてという案内が1月に来た段階とはいえ、市としてはスケジュール的にはどのような日程でこの向原の団地の跡地の活用、それを検討する予定なのか、まずその辺はどうでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 向原団地の創出用地の活用につきましては、平成29年1月12日付で東京都から、市とこれから協議をしてまいりたいというような、そういった文書が来ております。現時点で市のほうで承知しているというのはこの内容でございます。今後どういう展開でスケジュールを持っていくかといったそのスケジュール感というものはまだ示されておられません。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） これ、東京都からは当然そうなんですけども、市としてつまりどう考えるかということをお聞きしたいんですね。つまり、同様に、先ほど市長の答弁では、直接の関連はないと言ってますけども、東京街道団地の跡地、空き地の活用も当然進行してるわけですから、それとの絡みもあるのかなとちょっと私は考えてるんですね。

その点で、市としての考え方としてのスケジュールというのはどのように考えてる、市としてどういうふう

な進め方を考えているのかお聞きしたいと思っております。

○都市建設部長（内藤峰雄君） この創出用地につきましては、東京街道団地についてはまだ建て替え事業が継続中のところがございます。向原の用地につきましては建て替え事業は既に完了していて、いってみれば完全なる創出用地ということで、建て替え事業が終わり、できた創出用地ということでございますから、そこについて東京都も今後住宅を建てていく、また都営住宅を建て替えていこうとする事業とあわせた形でのスケジュール管理といったようなものは今のところございません。

また、市のほうでそこにどういう形で今後協議をしていこうかというのが非常に今の段階では受け身にならざるを得ないといえますか、東京都のほうでももう少し自分のところの所有地をどういう方針を持っていきたくかということがある程度出てきて検討していくというふうになるというふうに思います。

それで、先ほど他の議員さんにも一般質問いただいた中でのお話になりますけれども、現在のところは住宅市街地整備ということで一度スタートを切っていたものがございますので、そういったことの転換がどのようにされていくかといったようなところを協議しながら進めていきたい。そういう中では、市といたしましては、以前のプロジェクトで描いてたものがございますし、周辺の住民の方や商店の方の期待もございますので、そういったことを伝えていきながら協議をしていきたいというふうと考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そうしますと、ちょっと質問の順番、多少変えてといえますか、ちょっと交互にお聞きする形になりますけれども、東京街道団地の跡地、空き地の活用に関しては、一方で都営住宅の建て替えも継続中だということでの市との協議といえますか、を進めてるかと思うんですけども、まずちょっとこちらのほうは具体的にどこまで話が進んでるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京街道団地についてでございますけれど、こちらにつきましては都市マスタープランで掲げました都営東京街道団地のまちづくりを都市計画の観点から進めるため、平成29年2月3日、4日の2日間で都市計画の原案の説明会を実施しております。現時点では都市計画の手続に入っておりまして、それを進めているといった段階でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） まだその段階ということですけども、例えばちょっといろいろこれに関連して、いろんな団体、チラシとかには、例えば29年度以降に都営住宅660戸の増築とともに、運動広場ゾーン、公園ゾーン、生活支援ゾーンを設定することを東京都が明らかにした云々というのがありますけど、これは正式には市には来てないんでしょうか。つまり市のほうにどこまで明らかになってるんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 東京街道団地のただいま御質問いただきましたゾーニングにつきましては、昨年3月に東京都のほうから既に示されております。東京都のほうでも都庁全体の中でそういうゾーニングの土地利用について今後都市計画決定等事業を進めていく手続を進めていく上で市と連携していきたいということから、昨年3月にそのようなゾーニングが公表されております。

それに基づき、先ほど都市計画課長が答弁したように、具体的な手続を進めていく上では、現在東京街道団地の地区の半分に一団地の住宅施設という都市施設が都市計画決定されておりまして、その計画のままではこのゾーニングで示されているような土地利用が図れないということがございますので、その一団地の住宅施設を地区計画に変える、それとあわせてゾーニングで示されてるような土地利用を可能とするような地区計画を決定していくという方向性に基づき、ここで都市計画の手続としてまちづくり条例に基づく最初の段階の説明

会をさせていただいたところでございます。

都市計画法の規定でも、地区計画を定めるときには原案等については地域の、権利者の方、地域の方たちと説明会等、懇談会等開いた中で意見を反映させて地区計画をつくるという仕組みになっておりますので、そういった規定に基づいた手続に今入ったというところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 今の話としては、東京都の建設を進めてる建物がある限り、具体的なことがちょっと進まないというような答弁のように伺いましたけども、ただ、そのゾーニングで示されたような公園ゾーン、生活支援ゾーン、運動広場か、そういった3つの項目に関して、これに関してはそれぞれそういったものをつくっていいという判断なのか、ちょっとこの意味が私もよくわからないんです。つまりゾーニングの、これはその中のどれかを選択して、市としてこういうものをつくっていいですよと、そういう話なのか、そのことについての論議はどこまで進んでるかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 昨年3月に示されました東京街道団地の整備の方向案というものに基づいて、市と東京都で原案的なものをつくりました。これを具体的にするために、具体化するために地区計画を決定するという手続を踏むわけでございますが、そのときに、ではこのゾーンの中に具体的にどういうものを配置するんだというものを示すために今回の説明会ではもう少し具体的に土地利用の方向性というものを出示させていただき、それを市民の皆様にご説明したということでございまして、それに対していろいろな御意見をいただいているところでございます。ですから、こちらの整備の方向の案の図にございますように、後期建て替えの戸数として660戸というものについては、ここで示させていただいた住宅ゾーンの中にどういうふうに配置するかというものについては今後細かいところで、建築確認をとる上での建築の計画、設計については今後具体的になっていきますけれども、まずはこのゾーニングを地区計画で決定し、この位置にはこういう施設を今後整備していきたいということを都市計画決定するという手続を今行おうとしているところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そういう都市計画決定をしようとするというのはわかりましたけども、ちょっと基本的なところでもう一回、すいません、再度お聞きしますけども、そうすると、建築ゾーンと申しますか、住宅のそのゾーン、それと運動広場ゾーン、公園ゾーン、生活支援ゾーンというのはそれぞれこの3つに分けた中で、その各ゾーンの中に市がどういうものをつくるかとかいうことの検討になるんですか。ちょっとその辺は、つまりこの幾つか出てるゾーンの中の幾つかを選んで市が何かやるということではないのでしょうか。その点だけちょっと教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 昨年3月に東京都から示されました整備の方向性案、これはゾーニングという形で示されておりまして、その後、市のほうでこれをもとにいたしまして都市計画の原案というのを作成しております。その原案というのがもう少し、若干具体化したものでありまして、例えば住宅ゾーンであれば住宅という形で区域をお示ししてございます。それから、公共公益ゾーンということであれば運動広場ということでもまた区域をお示ししてございます。同じく生活支援機能のそういったゾーンにつきましても、生活支援機能の区域としてお示したところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと、大変申しわけないです、ちょっと私のほうでちょっとイメージがつかみ

がたいんですけども、つまり例えばまず地域住民の方にそういうまちづくり条例に基づく、そういう設定しますと。つまりそのためには、ここにこういうものをつくりたい、つくれますよと、そういう大体のイメージ案があった上での話かと思うんですよ。例えば運動広場だったらどういうものをつくりたい、つくる意向ですと。また逆に、そのために運動広場っていうゾーニングされてるから、周辺の住民含めて市民からどういうものが今市にとって必要かとか、その周辺住民にとって必要かということアンケートなり伺って、そういうものをこれから具体化しようとしてるのか、それとももう大体市としては何となくこういうプランがあってこういうものをつくらうとして条例化を図ろうとしてるのか、その辺をちょっともう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 今回の都市計画の原案でそれぞれの区域をお示しておりますけど、そこに具体的にどういう施設が来るのかといったことはこれからの話に、都市計画を決めた後の話になってきます。ただ、その運動広場につきましては、市のほうといたしましても、運動広場が不足しているという認識はございまして、特にサッカーもできるようなそういった広場も必要じゃないかという認識がございまして、こちらにつきましては説明会の中ではサッカーもできるような、そういった運動広場というのは御説明をしております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 一つサッカーができるというのは具体的でわかりやすく、それはぜひ、それはそう思います、私も。

ただ、ちょっと一方で、この間市民からの東大和市に要望する施設のアンケートで、ここ最近ずっと高かったのは、スポーツ関係でいうと野球場ですね、が高い比率で要望が高かったと思うんですよ。それでこれはちょっと具体的な話になってちょっとよくわからないところがあるんですけども、東京街道団地にちょっとミニ野球場みたいな運動できる場がありますけども、あそこはちょっとネットとか何かいろんな関係でソフトボールぐらいしかできないような話は聞いておりますけども、それは例えばもっと生かすことができた、つまりもっとあれを市民要望の高い野球場として活用できるようにした上で、あれとは別個にまたサッカー場みたいなものが設定できるというような話になるのか、もうサッカーだとサッカーだけ、サッカーだけっていうのも変ですけども、サッカーを中心にしたような、ほんとにそういう野球場のような施設は設けない、そういう場所として設定するような意向なのか、その辺はまだはっきりしてなくても、大体どんなイメージで考えてるのかをちょっと教えていただけたらと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市に対して運動施設の要望が多々あるということは私たちのほうでも把握してるところでございまして、ただその中でもサッカーの公式試合ができるような大きさ、規模のグラウンドというのがなかなかないというようなことも聞いております。

それで、今回東京街道団地のところに東京都と協議をしてお願いをして、何とか確保していただけるようになったところについては、使うときにはサッカーの公式試合もできるぐらいの規模のものをお願いしたいということで、ゾーニングとしてこの位置に可能だというのが出てきたところではございますが、そこはサッカー競技限定ということではなく、この辺については社会教育課のほうとも調整してるところではございますけれども、多目的にいろいろなボールゲームができるというようなことを考えております。

そうなりますと、要望がありますっていう、多いという野球場というふうになると、野球場となると結構限定的な使われ方になりますが、サッカー競技もできるところで、なおかつそれ以外の多くのボール競技等が可能

になるような使い方ができる多目的な広場というものを現在は要望しているところでございます、その整備の仕方とか、今後の使い方についてはこれから社会教育と、また周辺の方たちといろいろお話をさせていただきながら決めていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) まず運動広場ゾーンと申しますか、それに関してはよくわかりました。

あわせて、その生活支援ゾーンっていうんですか、そういう名称で出てる、これに関してはやはり何らかの福祉施設等を考えてそういう話が、少なくとも検討してる段階なんですか。その辺はどうでしょう。

○都市建設部長(内藤峰雄君) こちらの生活支援施設のゾーンについては、ここについては東京都が今後この決定ができた以降の話になりますけれども、このゾーンで生活支援の機能を有するような事業展開がどういったことが可能かというのは、民間の事業者募って、そこでプロポーザル的に事業者を選定していくという今のところ方向性を持ってるといふふうに聞いています。

生活支援の機能がどういったものかといいますと、やはりこのお住まいの方たちの日常生活に便利なものということで、お店もあれば、またはクリニック的なものとか、介護の施設であったりだとか、そういうものについては限定をするのではなく、可能なものを、参入が可能な事業者を募るということも含めて、提案制度により募った上でここにふさわしいものというものを選定していくという方向性を考えてるといふことでございます。これは以前に、先ほど話がありました向原団地のところのプロジェクトで、あそこはもう戸建てということで募集要項をつくり、そのコンセプトにのっとった形で企業を募集し、それをプロポーザル方式で選定していったという経緯がございますけれども、同じようなやり方をしていくようなことを今考えてるといふふうに聞いております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) そうしますと、東京都の意向が当然中心になるのかとは思いますが、ちょっと基本的なところで、これは向原とも絡んでそうなんですけれども、絡みますけれども、この場所、例えば運動広場ゾーンと申しますか、そういったところ、例えば最終的にサッカー場、サッカーを基本とした多目的広場をつくるとした場合に、これ自身はやっぱ市が借り上げる形になるんですか。この辺はどうなるんでしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) ここが先ほど向原と東京街道団地の事業の仕方が違うと言った部分でございますけれども、東京街道団地のほうはまだ建て替え事業中でございます、ここについては公共施設の整備等、また地域に対する貢献っていうようなことを東京都がこの建て替え事業を進める上ではその範疇の部分にあるというんですかね、そういったことで向原のように建て替え事業が終わっているところに新たにまた公園をとるのがなかなか難しくなりますけれども、ここについては東京都のほうで地域開発要綱というのがございます。その要綱の中の範囲であれば、市に無償で貸しつけることが可能だという部分での今回はゾーニングでございます。したがって、無償で借り、管理運営については市で行っていくというような形になる性格のものでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。そうすると、じゃ先ほど答えていただいた生活支援ゾーンでいろいろ民間事業者でそういう福祉施設になるか、クリニックになるかわかりませんが、いろんなものが入る場合、その場合はどういう扱いですか。その事業者ごとに契約で借り上げるか、それも基本は都が無償でその土

地は貸し出すという形になるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 東京都が創出用地で土地利用の活用を図っていこうとする部分、今の生活支援のゾーンにつきましては、これは基本的には今市が聞いてるところでは、定期借地権を設定し、有償で事業を営んでいただくことが基本になるというふうに聞いております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。そうすると、そっちは定借、向原も場所ももともとそういう話で進めてた話ですから、わかりました。

そうすると、ちょっと頭整理させてもらいたいですけども、東京街道に関しては、住宅ゾーンは別にしまして、運動広場ゾーン、生活支援ゾーンはそういう形で検討してると。公園ゾーンっていうのもちょっとあるんでしょうか、いわゆる純粋に公園だけとして、公園として残すような場所も。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 団地中央でございます公園ゾーンにつきましては、これは平成11年に建て替えが始まる時に団地再生計画というものが出てきたときに、既に公園として建て替え事業の中で設置をするというふうにされていたものでございまして、これはお住まいの方たちが長年待ち望んできた部分でございます。そこについては多目的に使える公園、広場として整備してほしいという地元の強い要望もあつたところでございまして、東京都もそのような方向に沿ってこの位置に考えてるというところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。そうしますと、もともと建て替え計画が出たときに、たしか公園の場所が結構広くとられてたのはちょっと思い出しますけども、ちょっとそれで最初の質問になって、向原のほうの場所ですけども、あそこのたしか建て替え時には原っぱのような広い公園をつくる計画で東京都は計画を立てたと思うんですよね。ですから、そちらはそういう形になるのか。つまり、先ほどの市の答弁ではまだ具体的なことはこれからのようですけども、ただ、東大和市駅に近い、にぎわいのことも検討したい、いわゆるいってみれば将来的なことを考えて住宅の用地としてもいいんじゃないかのような発言がありましたけども、一方で、そういった公園を、もともと計画の中に入っていた話ですから、それは特にちょっとまたそのことは向原に関しては白紙に戻ってると考えたほうがいいんでしょうか。つまり一旦定借で戸建て住宅をつくるって計画がありましたから、ちょっとその辺はどうなってるんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 向原団地の用地につきましては、先ほども少しお答えいたしましたけれども、既に建て替え事業が完了しています。それで、その建て替え事業の際に必要な道路や公園といったものの整備は完了しているというふうに捉えております。既に向原中央公園とその隣に緑地が整備されておりますけれども、最初の発表されたときの形からは少し変わっておりますが、これはシンボルロード、真ん中の中央通りのシンボルロードに沿うような形で公園が整備されまして、最初はもう少し整形な形になっておりましたけれども、最終的な整備においては、都と市の協議によりましてシンボルロードに沿うような扁平の形になりましたけれども、既に必要な公園等については整備が完了してるということで、全て創出用地という捉え方でございますので、この創出用地に対しての事業、例えばここで市が主体的に用地を使いたいということであれば、東京都は有償になるという見解を示されている部分でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと東京街道団地、清原とは別に向原の場合有償となるとまた広い土地で、市のほうもいろいろお金がかかる話だから、なかなか難しいのかもしれませんが、ちょっとこれ、私もそのとき

のプランニングのやつを持ってきてないんで、ちょっとうる覚えですけども、何か高木都営といいますか、向原の都営団地を建て替えるときにかなり広い公園のイメージ図が出されて、これは非常によかったなど。原っぱのような結構広い敷地が公園用地として整えられて、私はいざというときに、あああその公園は使えるなと思います。つまり、いざというのはやっぱり何やかんやいっても、私もまたどうしてもこれから来るであろう大震災をちょっとどうしても想定してしまうんですけども、震災時にやっぱり、とりわけ南街とか向原地区、住宅密集地ですから、そういったときに一定の広場があるのが一番望ましいのかなとずっと思ってたので、当然そういう場所に一定の広場の原っぱといいますか、公園があると非常に助かるなと思ってました。

なので、そう思ってたんですけど、今の話ですともうちょっとそういう話じゃないという形になるんですけども、ちょっと私もイメージしてるのは、この向原の創出用地に関しては、今の形でいうと民間にやはり住宅用地として、東京都で協議してるんですから、そういうふうに住宅用地として活用する形で市のほうは考えているのか、それともやはり今後のことを考えたら、やはり一定の、今も公園が残ってますけども、あれだとちょっと狭過ぎるような気がしてるんで、少なくとも北側のほうの残ってる場所は公園用地として残せないものなのか、そういった検討はどうなんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど答弁させていただいていますが、今後の協議の中でどういう形の土地利用かという中で要望を伝えることは可能だと思います。ただ、現在開設しているような向原中央公園を拡大するようなイメージで協議をしていくというのは非常に困難かなというふうに考えております。

また、先ほど他の議員さんからの御質疑もございましたけれども、やはり当初予定されてたものといったものに対する期待もございますので、その辺を柱として東京都と話し合いを進めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） もともと確かに定期借地権による戸建て住宅中心にということでしたけども、最終的にそれが消えていっては何なんですけども、ほとんど放置されてた状態で、ちょっと急に降って湧いたようにまたそういう話が来たのが現状だと思うんですね。

そうしたときに、確かに向原の住宅の南側のあいてる場所は確かに駅にも近いし、戸建て住宅なりそういったものがあつたほうが確かに市としてもありがたいのかもしれませんが、やはり北側のほうのあいてる土地っていうのはもう少しちょっと、単なる住宅に全部してしまうのはもったいないような気がするし、どうなんですかね、その場合、東京都がやはりそういう、万が一、住民の要望が高くて、やっぱり運動広場だ、そういった原っぱみたいに残してくれといった場合は、これは市が買い上げる形になっちゃうんですかね、そうした場合は、その辺はどういう話になるんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど事業が終わっている創出用地について市が積極的に土地利用を図りたいとなった場合、借り上げる場合は有償だというのは以前に都に確認したときにそのような形で回答をいただいている内容でございます。

ですから、具体性を持ってこのような土地利用を図りたいというふうに伝えた場合には、やはりそれが基本になるっていうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そうしますと、市としては、南側、北側も住宅用地としてもう想定しているということで、特に住民、この向原に関しては周辺住民とか市全体ですかね、市民の要望を聞いたりとかいうことは

特には考えてないと理解してよろしいのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在東京都のほうと調整をし、プロジェクトを東京都が推進するといった内容から、市では平成21年に地区計画を決定しております。それ以前の地区計画につきましては、都営住宅を建てるため、共同住宅を建てるための地区計画だったものを戸建て住宅を可能にする地区計画にこのプロジェクトを推進したいということから変更したという経緯がございます。現在はその地区計画がございますから、それ以外のところで土地利用を図ろうとした場合には、その変更といったものが必要になるわけがございます。そうなるときには、当然、現在東京街道団地で行っているように、原案から説明をし、御意見をいただくといったようなことをしていく必要があると思っておりますが、ただ、土地の所有者が東京都であるということ、その地区計画の決定にはやはり権利者の意向がかなり働きますので、今後都の内部でどういう形で計画というか、方針が具体化されていくかといったようなことをしばらくは見守ることを市が行わないと、具体的な案をつくっていくといったようなことに進めない状況にあるということがございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そうすると、東京街道団地のほうの跡地のことは全く別に、こちらに関してはもうほぼ形が決まっちゃってると。もともと確かに戸建て住宅中心に定借でつくるというもともとプランがあったのが、ある面凍結されたといえれば凍結されてた形ですから、基本はもうそういう方向、住宅をつくる方向で流れていってしまうのはもうしょうがないんですかね。つまりもう少し何らかのいろんな、もう少しこういう公共施設をつくってほしいとか、そういう要望が通るものなのか、その地区計画を立て、変更してる上ですけども、それに合致したものが何かつくるとか、そういう余地はないんでしょうかね。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都営住宅の建て替え事業中であれば、もう少し市の意向を伝えて、それに沿う形での土地利用をお願いするといったことも可能だったとは思いますが。しかし、現在の全て創出用地で都の利活用の方針にある程度従っていかなくてはいけないというような状況にあるところについては、多少なり要望は伝えていき、今後の計画策定の中で市の意見を入れていただくということは可能かと思っておりますけれども、大きく土地所有者の意向と違うものを市が要望していくというのは非常に難しい部分もあるのかなというふうに感じてます。

ただ、先ほど来もお伝えしてますように、今後の東京都全体での検討の中にどういう形になってくるかっていうのがまだはっきりしてない部分がございますので、そういったことを受けて協議を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 改めて、東京都から示されたこの都営東大和向原団地の創出用地の活用についてという文書を読みますと、前回プロジェクトの提案募集から5年以上が経過し、社会状況が変化していることから、創出用地の活用内容につきましては改めて検討を行ってるところですという、については活用に当たってきちっと協議を進めてまいりたいという内容ですよね。まして、都知事さんもかわったことですし、もう少しちょっと柔軟に市のほうも協議してもいいんじゃないかという気が私はちょっとしております。

つまり今のままですと同じような、前の事業者がちょっといろいろ法令違反したから定借の戸建て住宅は消えちゃいましたけど、また改めてそれをつくり出すというだけの話ではないような、この文章からするとそう思えるんですよ。それだったらそういう形でまた出せばいいわけですから、改めて市に協議ということ言ってるわけですから、そこはちょっと市としてもいろんな可能性を探って、市民の要望がもう少しそのときと違

ってきてることもありますし、私はちょっと個別的に言わせていただくと、どうしても震災のときのやっぱり一定の逃げ場所といったら変ですけど、避難場所的な意味で何らかの公園がもっと広くあってほしいと思ってますし、そういったことも含めて検討していただきたいと思っておりますけども、どうでしょうか。

**○副市長（小島昇公君）** この件につきましては他の議員さんからも御質問いただきまして、お答えをしております。

1月に東京都から協議という文書をいただいております。東京都は東京都におきまして一定の考えはきっとあるんだろうと思います。私どもはやっぱりその地区計画をつくって、お住まいの皆様、そして周りの署名をされてる方からもこういう施策がいいということで進めてきたものを仕切り直して協議する場では明らかに、先ほど申し上げましたけど、まち・ひと・しごとの将来の人口を見ましても、今8万6,000人が7万人近くに減ってしまうと。そうすると、30年後、40年後に東大和が元気で活力ある東大和でいられないというところで、8万人近くに何とか持ち上げようという政策の中では、やっぱり子育てをするような人に住んでいただく住宅が必要だということでは協議を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○2番（中野志乃夫君）** 子育てってということで戸建て住宅というのは私も間違いではないとは思ってます。ただ、基本的にそれはそういう形で進めるのは結構なんですけど、ちょっと私、実は大変最近気になってるのは、人口減が果たして全部悪なのか、減っちゃうと全てだめなのかっていうことはかなり疑問だなと思ってます。

つまり、これは改めて経済活性とかその辺含めて、減ることによって利点もあることも含めて、人口減だから、何とか人口をふやそう、ふやそうってということで考えるのももう一度ちょっと再検討したほうがいいんじゃないかとは思ってます。つまりこれは、基本的に人口があったほうが財源の点では有利であっても、これはもう当然言わなくてもわかっているとおり、小さなアパートがいっぱいふえて人口がふえるよりは、戸建てのほうがふえてほしいわけですね。

だから、そういったことも含めて、多少一定の人口が減っても、ただそれで全てその地域がだめになるかという、そういう問題じゃないので、これは単純にそのことはもう一度検討し直したほうがいいんじゃないかということとはちょっと、これはつけ加えですけども、そう思っておりますので、改めてそのことはまた別のところで論議したいと思ってます。

じゃ次はみのり福祉園に関して質問させていただきます。

一応先ほどの答弁ですと、やまとあけぼの学園の移設はそのみのりの跡地に決定したのではないという話ですけども、そうすると、いつごろその辺は具体化されるのでしょうか。

**○子ども生活部長（榎本 豊君）** 現在担当部、子ども生活部を中心にやまとあけぼの学園を大優先で移設をさせるということを検討してる段階でございます、今後検討結果を踏まえまして、市として総合的な判断となりますので、具体的な決定の時期は現在ではわからない、未定というようなところでございます。

以上です。

**○2番（中野志乃夫君）** 利活用をうちの市の内部でも検討会でそういう話が進んでいると思うんですけども、具体的なことはまだいつごろとか、大体どのぐらいの想定ということもないのでしょうか。逆に言えば、やまとあけぼの学園、老朽化施設のあの建物はあとどのぐらい活用していくつもりなのか、逆にあと、どうなんですか、子育て支援センター等のももそこに持っていくというような検討の話ですけども、多少大体めどって

うか、このぐらいで進めていくっていう話は、それもまだなんでしょうか。ちょっとその辺はどうでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今中野議員のほうからやまとあけぼの学園老朽化っていうことでございまして、もう建築して44年半経過したところでございます。通常でも、ここで、例えばですけども、今年度中に決定した場合でも、設計と工事で大体2年間ぐらいかかりますので、そうするともう46年半ぐらいになっちゃうんですかね。となると、最短でもそうなりますので、やまとあけぼの学園の今の園舎を改築してっていうのは費用的なこと、それから将来的な耐用年数等勘案しますと、それは効果的ではないというのは承知してるところでございます。

そんな中、みのり福祉園の園舎につきましても、来月でちょうど丸34年が経過するということでございますので、そちらにつきまして通常であれば鉄筋の建物、50年ぐらいは持つと思いますので、それで改築いたしましてもやはりあと10年少々というところもございまして、その耐用年数等も勘案しながら検討してるところでございますので、改修がいいのか、それから現在市全体で公共施設の今後のあり方っていうことで最適化検討委員会というところでも今後どうしていくんだっていうところで、施設というものは長く使えばいいのかとか、いろんな視点があるかと思っておりますので、その辺を総合的に勘案——検討してるところでございますけれども、そんな中、今年度、よく言われている子育て世代包括支援センター、正式には母子保健法という母子健康包括支援センターでございますけれども、昨年の児童福祉法等の一部改正によりまして、32年度末、2020年度末までに設置の努力義務化がされたというようなことが舞い込んできました。それから、国の第5期障害福祉計画の基本指針、平成30年度からのものですが、その中の指針の中で、児童発達支援センター、これは今やまとあけぼの学園は児童発達支援事業所といいまして、児童発達支援センターより1つランクが下というか、事業的にも少ないというところをランクアップいたしまして、児童発達支援センターの設置が基本的にその計画の中で考えろよというのが昨年末ぐらいに示されましたので、そこの辺も検討していかなくちゃいけないというところもございまして、今後どういうふうにしていこうかというのを今年度途中でまたリセットしたような状況でございますので、なかなかどういう事業を組み合わせたらいいのかというところがなかなか決まらないというところもございまして。

やまとあけぼの学園だけを移すということであれば、改築、それから建て替えというところの選択肢あるかと思っておりますけれども、現在のみのり福祉園の旧跡地は敷地もやまとあけぼの学園の約3倍強、それから建物につきましても3倍強ございますので、それを活用しない手はないと思っておりますので、そんな中で、今後市がやっていかなければならないであろう事業等がここでいろいろ舞い込んでまいりましたので、その辺も検討しておりますので、なかなかどういうものをやったらいいのかっていうのが決めかねないようなところもございまして。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

---

午後 2時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（中野志乃夫君） 先ほどの答弁のことで再度お聞きします。

やまとあけぼの学園が老朽化してるのは確かにもう私も存じております。ほんとによく持ってるなという感

じですから、それにやはりもう移すなら早く移してあげたい、みのり福祉園は何やかんやいってもやっぱり十数年は当然持つ建物だと思ってますから、あれをまたすぐ壊してっていうことじゃなくて、私はまだ十分使えると思っています。その辺のことで具体的な検討を煮詰めてるのはもうそのとおりで、私は全然問題ないと思ってるんですけども、一つちょっと、さらに気になってるのは運営母体ですよね。利活用検討委員会の中でもいろいろな方向性、指定管理者、委託等出ていたと思います。その中での検討をということで、そうすると、そのことは具体的にどのような考えを今持っているのでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 民間活力導入の検討の件であります。近隣市では小金井市や清瀬市、多摩市などで民間活力導入による事業が行われておりまして、そのような他市のやっている施設を見学に行かせていただいたりしているところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 基本的に私も民間活力導入は全く賛成です。今のは～とふるもそうですけれども、基本的に私はそれに関しては一貫して活力導入して、いろいろ苦勞はするでしょうけども、やったほうがいいのかという方向で考えております。

ただ、ちょっと私が気になってるのは、は～とふるのように大々的に公募してもなかなか事業者が集まらなかった例もあるように、逆に、これは極端な例かもしれませんが、現状は無理なのはわかったことは承知の上で言いますけども、例えば社会福祉協議会にそういったことを委託できないのか。つまり逆に言うと、社会福祉協議会は一応一民間といったら変ですけど、社会福祉法人ですけども、しかし、ほとんどその運営費といえますか、ほとんどが市が出している。いってみれば、もともと法律上各市が必ず設けなくちゃいけないという形でできた団体ですから、やはりこういつたときに活用してもいいんじゃないかと。逆にそういった支援策を、そういったことが運営できるようなことも指導していく必要もあるんじゃないかというふうに思ってるんですけども、そういった点ではどうでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 児童発達支援事業所に限れば、社会福祉協議会が実際に受託しているのが府中市があるんですけども、そのほか、指定管理も含んで市が実施していたり、社会福祉法人やNPOによる事業運営を行っているところがほとんどであるのが現状です。

社会福祉協議会に限ったことではありませんけれども、この事業、多岐にわたる専門性の確保と安定したサービス提供が実現することが実施のために必要であると考えております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 私が社協とあえて言ったのは、なかなか現状では対応し切れないのは想定されます。だけれども、本来であれば、そういった分野でも力が発揮できるような形の支援策も含めてやって、いってみればやまとあけぼの学園プラス子育ての支援センター等も運営できるのが本来理想的なのかなという気がします。逆にあと、市が本気になって考えてるなら、市内のNPO法人等、さまざまな団体に呼びかけて、こういうプロジェクトを取り組んで一緒にやりませんかとか、そういう発想でもいいのかなとは思ってます。

つまり、あえて地域の力を軽視するってわけじゃないんでしょうけども、ちょっともとからもう無理だと。そこでもうほかに頼ってっていうんじゃないかと、やはり福祉の地域の力をつくといいですか、増進させるため、本当に底力といえますか、そういうのを育成していくためにもそういった方法もあるんじゃないかと思うんですけども、そういった検討っていうのはこの間されたことはあるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今検討してる段階ではどのような事業を行うかというところがまず、もちろ

んやまとあけぼの学園の現在の事業っていうのがベースになってますけれども、そのときにどういうところができるのかというところがまず一番寛容かななんて思ってます。

といいますのも、やはり決定してから、今中野議員がおっしゃってるような地域を上げてこういう事業をやるんですけど、やれるところございますか、やれないんだったらいつごろまでにできますかというところとまたさらにそこで時間がかかるということがございますので、やはりその間には国、それから社会情勢とかで変わってきますので、また新たにやらなければならない、検討しなければならない事項がかなりふえてくるんじゃないかなんていうふうに見込まれてますので、そうすると、再度見直しとなるとどんどん先行きになってしまいますので、ある程度どこかでこの辺までの事業というところで限るといえるか、線を引くような必要があるかと思えますけども、その方法ですとなかなか事業者というものを決定できないので、先ほど申し上げましたけれども、設計、改築、新築にしても最低2年度ぐらいはかかりますので、さらには何年か必要になってしまうと、それこそやまとあけぼの学園築50年ぐらいを迎えてしまうような、すぐ来てしまうのかなと思ってますので、その前には、まだ決定時期は決まってないところでございますけど、そこまで引っ張るっていうのは避けたいと担当部では思ってるところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 確かに運営自身が延び延びになってできないということは確かに大問題ですから、それは当然そういうことになっちゃならないと思います。

私が言いたいのは、基本的に民間活力を生かしていくという方向性が出てて、それを検討するというところですけども、とりあえずは今現状直営でやってるわけですよ、やまとあけぼの、子育てもね、直営でやってますから、それまでしばらくの間は直営でいいと思ってるんですよ。当然建物は移るけども、運営上は今の人たちを生かしていく意味で直営でいいですから、ただそれは具体的には民間活力導入できる方向でその間に検討していくという方向でもいいんじゃないかとは思っております。

ですから、そういったさまざまなやはり検討もした上で、少なくとも、単純に言えばよりいい方向で、専門性を伴うし、確かに当市のように財源力の小さな市にとってはなかなか専門の職員雇えないとか、いろんな問題もあるんで、だからこそ民間の活力で生かすのは私も当然それはしょうがないと思ってますけど、いろいろやり方はあるだろうと思えますので、そういったことを含めて検討して進めていただきたいと思えます。

一応そういうことを要望して、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 実 川 圭 子 君

○議長（関田正民君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、市政への市民参加を進めるための情報公開や意見反映について伺います。

市長は就任以来、情報公開と説明責任が大切とし、市民参加の行政運営を進めていきたいとおっしゃっています。さまざまな情報をいかに市民に伝えていくか、ホームページやチラシなども見やすくなってきていると思いますが、まだ工夫の余地があると考えます。また、庁議の結果公開など積極的に行っているところは評価します。29年度施政方針においても、開かれた市政の実現のため、情報公開と説明責任の徹底を図り、市民の

理解を信頼を得ることとされています。

一方、事業の効率化など、行政改革に当たり、民間活力の導入あるいは市民との協働などにより、公共の担い手が今後ますます多様化していくことが予想されます。そのためには行政の役割、事業者の役割、市民の役割などが誰が見てもわかるような形で公開されていくことが必要であります。

そこで、以下4点について伺います。

- ①審議会・委員会などの議事録の公開について。
- ②委託事業者等の選定に関する情報の公開について。
- ③補助金・助成金の交付状況の公開について。
- ④行政や計画などに市民意見を反映させるための仕組みについて。

次に、学校給食について伺います。

いよいよ4月から新学校給食センターが稼働します。子供たちの体をつくる大事な食を担うセンターに期待する声と不安の声も聞こえてきます。また、食を通じた地域とのつながりも大切な点であります。

そこで、次の点について伺います。

①新学校給食センターの稼働が始まるが、安全で安心、魅力的な給食を提供するための取り組みについて伺います。

ア、食の安全を守るための食材の購入や調理方法、使用する洗剤等について。

イ、災害時炊き出しの詳細と訓練やマニュアル化などについて。

②給食の公会計化と無償化への動きについて。

③学校給食の試食や交流会について。

ア、新学校給食センターでの試食会について。

イ、給食を食べながらの児童と地域の方の交流について。

次に、コミュニティカフェについて伺います。

私はこれまで、議会の質問の中でたびたび市民が緩やかにつながれる居場所について取り上げてきました。子育て、介護、高齢、不登校、ひきこもり、障害など、さまざまな理由で孤立化してしまう人々が相談という敷居が高いところではなく、気軽に出かけられる場所は孤立化の予防となり、問題を悪化させない重要な役割があると考えます。また、先日参加した障害者虐待防止研修会においても、講師の先生は、依存先の多様化が自立へとつながるとおっしゃっていました。頼れる先を幾つも持っていることが大切だとのことでしたが、まさにそういった場所をつくっていくことが地域福祉の推進へとつながると思います。

そこで、以下3点伺います。

①地域福祉の拠点として緩やかにつながりを持てるコミュニティカフェなどの必要性の認識を伺います。

②大規模住宅開発や団地・公共施設の建て替えなどの機会を捉えてコミュニティーの拠点となるような場をつくれないうか。

③市役所の食堂及び中庭の活用について考えを伺います。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。

再質問については自席にて行います。よろしく願いいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、審議会、委員会などの議事録の公開についてであります。東大和市情報公開条例に基づく情報公開の総合的な推進の取り組みとしまして、教育委員会などの行政委員会の会議録につきましては、平成26年11月から本庁舎3階の市政情報コーナーへ配置して、市民の皆様にごらんいただけるようにしております。

また、地方自治法に定める附属機関等であります審議会などの議事録につきましても、平成29年3月1日から市政情報コーナーへの配置をしたところです。

次に、委託事業者等の選定に係る情報の公開についてであります。市で行う契約事務については、契約事務規則に基づき、原則契約担当課である総務管財課で行っております。

しかし、契約金額が一定額以下の契約や事業の性質上事業主管課で契約を行うことが適当と認められるものは、契約担当課にかわってそれぞれの事業主管課で行っております。

情報の公開については、契約担当課である総務管財課で契約事務を行った案件は、入札経過調書を作成し、窓口やホームページで公開しております。

次に、補助金・助成金の交付状況の公開についてであります。市が交付する補助金や助成金につきましては、国や東京都の制度に基づくものや市独自の財源で実施する補助などに区分されるところであります。

いずれの補助金等につきましても、公益性やその効果におきまして適正な制度であることが必要であります。そのような中、補助金等を所管する部署におきましては、適正な執行に留意しているところであります。

現在当市では、補助金等の交付状況を一覧にしたものはありませんが、予算特別委員会資料として一般会計予算に係る補助金等の内訳表を作成しています。

今後他市の事例を参考としながら、現在の資料の改善等を図り、その公開に向け研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、行政運営や計画等に市民意見を反映させるための仕組みについてであります。審議会や懇談会等の構成員としまして市民の方に御参加いただく場合、市民説明会やパブリックコメントを実施する中で御意見をいただく場合、市民意識調査や市民アンケートを通じ御意見や傾向を参考にする場合があります。

次に、新学校給食センターについてであります。最新の衛生管理基準に対応しましたドライ方式で給食を調理するとともに、個々食器等に対応しました設備の導入により献立の多様化を図り、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

現在調理業務への民間活力の導入によるメリットも生かし、より安全で安心、そして魅力的な学校給食の提供を行えるよう準備を進めております。

また、他の調理室から独立しましたアレルギー食の調理室を設置し、アレルギー除去食の対応をします。さらに、災害時に備え、自家発電設備やプロパンガスを熱源とする窯等を設置しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、給食の公会計化と無償化についてであります。公会計化は給食費を市の歳入として位置づけるものであり、一般的には収納率の向上などがメリットとして挙げられておりますが、地域によりその効果は異なると認識しております。

学校給食法では、学校給食に必要な施設や設備、運営に要する経費は公費、食材費は保護者が負担することとされております。当市では、給食費につきましては公会計に準じて適正に運用し、私費会計としております。また、無償化につきましては、国や東京都の補助がないことから、約3億円という多額の財源の確保が課題で

あります。

このようなことから、給食の公会計化と無償化につきましては、現時点では予定しておりません。

次に、学校給食の試食や交流会についてであります。現在主に市内小中学校の保護者を対象とした施設見学や試食会を実施しております。新学校給食センターにおきましても積極的に対応してまいります。

また、交流会につきましては、今後事業展開を図る中で検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、コミュニティカフェの必要性についてであります。少子高齢化が進む中で、子育て世帯の孤立や高齢者の孤立が地域の課題となっております。全国的に市民団体やNPO法人等が自主的に運営するコミュニティカフェが増加しており、地域福祉の向上や地域の活性化に大きな役割を果たしているものと認識しております。

次に、大規模住宅開発や団地、公共施設の建て替え等の機会を捉えてのコミュニティの拠点の場についてであります。東大和市まちづくり条例の規定により、開発の規模に応じて必要な公益施設の整備について協議するものとなっております。実績としましては、玉川上水集会所が事業者により整備された経緯があります。

また、公共施設の建て替えに伴うコミュニティの拠点整備につきましては、施設の適正な配置などを勘案して総合的に検討していく必要があると認識しております。

次に、市役所の食堂及び中庭の活用についてであります。食堂及び中庭は公有財産規則で行政財産と位置づけられております。行政財産はその用途または目的を妨げない限度において使用を許可することができることとなっております。食堂及び中庭を目的以外に使用する場合には、目的や適正な範囲などを慎重に検討する必要があります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、新学校給食センターについてであります。献立の作成、食材の選定、調達につきましては、今までどおり市の栄養士が行ってまいります。

調理方法につきましては、市の栄養士が調理指示書を作成し、調理事業者の責任者と調整を行い、調理事業者の実績、ノウハウを生かしてまいります。

使用する洗剤につきましては、環境にやさしく、かつ使用する食器及び食器洗浄機に最適なものを使用する予定であります。

災害時の対応につきましては、発電容量100キロボルトアンペアの自家発電機やプロパンガスを熱源とする窯を3基設置しております。都市ガスが使用できれば8,000食分、都市ガスの供給がとまった場合でも1,500食分の白い御飯を炊くことを想定しております。

災害時の炊き出しにつきましては委託契約書に記載されていることから、現在調理業者と調整を図っているところであります。

次に、学校給食の試食や交流会についてであります。現在新小学1年生の保護者を対象として、学校給食の目的、給食ができて上がるまでの過程、衛生管理の取り組みを伝え、食育を推進するために施設見学等とあわせて試食会を実施しております。

試食会実施後のアンケートでは、調理の様子を見ることができて安心した、家では食べないものを出してもらえるのでとてもよい食育をしてもらっている、帰ったら給食の手づくりについて子供に教えるなどの回答が

あり、食育の推進につながっていると認識しております。

新学校給食センターにおける試食会の拡充等につきましては、安心・安全な給食を児童・生徒へ提供することを最優先とした上で積極的に対応してまいります。

また、給食を食べながらの児童と地域の方と交流会につきましては、学校の周年行事の中で実施した例もございます。学校と調整を行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず1点目の審議会、委員会などの議事録の公開についてですが、こちらについては2月14日に通知をいただいて、本日3月1日から市政情報コーナーへ配置をしていただいたということで、私も先ほど早速拝見させていただきましたけれども、本当に早速というか、ようやくというか、取り上げていただいてありがとうございました。

これまで市民が知りたかった内容を傍聴するか、あるいは情報公開などの手続が必要だったものがこのように会議録を確認することができるようになって非常によかったですと思います。

こちらの配置に関しては、おおむね1年ということですが、その後の扱いについてはどのようにになりますか。

○文書課長(下村和郎君) 本日から市政情報コーナーへ附属機関の会議録及び会議資料につきまして配置を始めました。配置につきましてはおおむね1年間を予定しております。こちらは審議会の数も多々ございますので、市政情報コーナーに置きます配置の関係もございまして1年ということで考えております。1年を超えた場合は、主管課の窓口で公開できるものについては公開していく形で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それでは、今回この市政情報コーナーへの配置ということなんですが、例えばこちらのほうを今後ホームページなどに掲載したりとか、図書館への配置などは考えていますでしょうか。

○文書課長(下村和郎君) ホームページへの附属機関会議録の掲載でございます。

現在でも一部の審議会等につきましてはホームページで閲覧できるようになってございますけれども、全ての会議録ということでは現在なっておりません。ホームページへ掲載する場合につきましては、会議録におけます個人情報の取り扱いをホームページという媒体を考えますとどのようにしたらよいかということで検討する部分があるかと思っております。その辺課題を整理いたしまして、情報提供施策の充実という観点で考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 個人情報については情報コーナーに置くときにも同じようなことになるかと思っておりますけれども、それにしてもホームページというのはまた見る方も非常に多いということで、そのあたりぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、実際には市民の方からは本当に掲載して、わざわざ市役所に足を運ばなくても見られるということを非常に要望が多くなっておりますので、ぜひ、まだ掲載されていない部分についてはできるだけ掲載を進めていくようお願いしたいと思います。

それから、今回附属機関等の会議録等の公開——会議録の配置ということなんですが、例えば市役所の内部検討委員会のようなものも、情報公開条例の28条というところを見ますと、複数回公開請求を受けている場合などは公表するよう努めるものとするというふうにあります。市民の関心の高い決定事項などについては公

表するよう努力していくということによろしいでしょうか。

○文書課長（下村和郎君） 情報公開条例28条第2項の件でございます。

この28条第2項は、複数回公開請求を受けた行政文書の公開について定めている規定でございます。この規定は、同一の行政文書について複数の方からの公開請求がございまして、その請求に対して毎回全部を公開していくといった場合に、請求、それから決定、公開という一連の情報公開の手続を経るのではなく、むしろ市側から積極的に公表するほうが市民の方への便宜にもかない、また市の行政運営上の効率化にも寄与するという考え方に基づくものでございます。

一方、庁内検討組織の会議録の考え方でありませぬども、こちらにつきましては附属機関の会議録のように情報公開条例に基づいて公表が義務づけられておりませぬ。こちらは職員による内部検討という性質上、未成熟な情報を取り扱う場合ですとか、率直な意見交換を行う場合、こういった場合が少なからずありますので、会議録の公表を一律的に義務づける、あるいはこの28条第2項の規定を適用して公開していくということには若干無理があるのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 内部の検討委員会ということについては、この情報公開条例の中でも非公開にしていくような条件なども載っているんで難しい点もあるかと思ひますけれども、やはり市民の関心が高い情報というのは積極的に私は情報は提供されていくべきというふうに考えます。

市民の方は情報を提供されていないと、何か情報を隠してるんじゃないかというようなことを考える方もいらっしゃるんですけども、情報公開と説明責任という場合には、やはりこの積極的な情報提供というのを望んでいる、市民の方は望んでいるんだと思ひます。市民の方が知りたい情報を提供できるように今後もぜひ進めたいと思ひますけれども、東大和市には情報公開事務の手引きというのが平成16年に作成されているようなんですが、今の時代、ホームページなどを頻繁にいろんな方が見られるような時代に合ったものに私は改訂していくべきと思ひますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○文書課長（下村和郎君） 情報公開事務の手引きについてでございますが、こちら平成16年1月から現在の情報公開条例を施行するに当たりまして、その情報公開事務を進めるに当たっての条文の内容ですとか解釈、こちらについてまとめたものでございます。

現在基本的にはこの条例、それほど大きな改正はしておりませぬども、若干改正点もございまして、内部的には手引きをまた改訂をしまひたいと思ひているところでございます。

他市の状況などを見ますと、この情報公開事務の手引きのようなものを公開してるケースもございまして、あるいは東京都におきましても、この手引き、同様な手引きを販売しているということもございまして、次の改訂の際には市民の方にもごらんいただけるような方法を考えてまひたいと思ひます。

なお、現在の手引きにつきましても市政情報コーナーに配置はしてございまして、市民の方にごらんいただくということは可能な状況にはなつてございまして。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 情報公開と説明責任ということで、情報公開という言葉は私もずっと使つていたんですけども、こういう条例などを見ますと、この公開という言葉と、情報提供という言葉は厳密に分けていたりとか、公表という言葉の用語の使い分けなどもしっかりとあるようなんですが、やはり積極的に情報提供をしていく、この手引きにも載つていましたけれども、公開請求を待つまでもなく、積極的に情報提供、情報公表を行

い、市民がわかりやすい情報を容易に入手できるようにするという目的でつくられているということですので、そういったことも今後念頭に入れて、やはり積極的な情報提供を求めています。

次の②の委託事業者等の選定に関する情報の公開についてというところに移りたいと思います。

私がこの情報公開ということに関連してこの質問を考えたきっかけというのが、昨年の秋に建設環境委員会の視察で熊本県の清掃工場の視察に行ったんですけれども、そのときにその熊本県の清掃工場というのは官民連携で運営されていたんですが、その契約の経緯についてホームページに非常に詳しく情報が公開されていました。

今後東大和市でも民間活力の導入を進めていくことになると思いますけれども、その際の協定ですとか、覚書ですとか、いろんな仕様書とか契約の内容などがやはり公開されないと適切な運営がされるのかもわかりませんし、何となく民間に丸投げになってるんじゃないかというようなことにもなりかねませんので、その委託に至るまでの経緯というのは私は非常に重要だというふうに考えています。そういったことを当市でもプロポーザル形式で委託した事業について仕様書や実施要領や審査結果などをホームページなどで公開、行っていただきたいと思いますが、その点についてお伺いします。

○総務部長（広沢光政君） 基本的に、先ほど市長答弁でも申し上げましたが、契約担当課に契約を依頼された案件につきましては、入札経過調書等において情報は提供差し上げてるところでございます。

今御質問があったプロポーザル方式といいますのは、一般的には担当主管課、事業の内容よっての特殊性があるということで、事業主管課のほうで協定等の事務作業を行ってるところでございます。

私の認識の中では、そういった経過等について事業担当課において公表をしているものというふうに認識してございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 私も当市のホームページでも、企画課の担当だったと思いますけれども、東大和市公共施設等総合管理計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの審査結果についてというところがあったんですけれども、その公開については非常に丁寧に経緯などが公開されていました。

一方で、主管課に任せてるということなんですが、公開しているところと公開していないところというのが非常にばらつきがありますので、そのあたり、やはり私は今後民間活力を導入していくということで、市で統一したルールをつくって公表などをしていっていただきたいと思いますが、その点についてお伺いします。

○総務部長（広沢光政君） 今の内容に関しまして、情報公開の観点からそういったものを行っていくのか、もしくは契約事務の透明性を図るという意味での観点から行っていくかということによってもちょっと変わってくると思いますが、基本的には協定であろうと、やっぱり契約行為の一つということには変わらないと思っております。

プロポーザルといいますのは、その契約の相手方を決める手法の一つでございますけれども、それも今お話ししたとおり契約の一部にあるというふうに思っております。

当市には、先ほどお話ししたとおり、契約事務規則という契約全般に関する一つの指針がございますので、それに基づいた形での作業をしてもらうような形、これは常日ごろから行っておりますけれども、その辺に絡めた中で話ができていければなというふうに思っています。

先ほど申し上げたとおり、基本的には、主管課で行っているそういったプロポーザル方式、もしくは指定管

理なんかもそうですけれども、たしか公表はされてるんじゃないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 公表は基本的にはしていくということですので、それをきちんと進めていただきたいと思います。やはり相手が民間事業者であろうと、市民の税金を使って行っていくわけですから、やはりそのあたり、公開したり、しなかったりというようなばらつきがないようにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の3点目の補助金・助成金の交付状況の公開についてお伺いします。

市長の御答弁でもありましたけれども、今当市では補助金や助成金などについては予算特別委員会の資料として、一般会計の主な補助金等の内訳表を作成していただいています。内容については、事業名ですとか歳出件名、予算額、内訳などが載っているんですけども、私はこれに加えてもう少しその内容がわかるようなものをぜひ、これも透明性というか、そういった意味でしっかりと公開できないかなというふうなことで質問させていただきたいと思います。

こちらのほう、この質問のきっかけとなったのが、西東京市のホームページを参考にさせていただいたんですが、こちらの西東京のホームページでは、補助金、負担金の概況というのと、あと補助金交付団体の概況という一覧表を作成してホームページで公開をしています。ここまで公開してる自治体というのは実際のところ余り、ほかのところでもそこまではなかなか公開が進んでないというのが実際のようなんですけども、やはり市民の税金を使って交付をしているわけですから、そのあたりがしっかり明らかになるようにしていただきたいと思います。

その西東京市のところを見ますと、例えば補助金交付団体の概況ということで、受け取り先の団体の情報、例えば団体名ですとか会員数とか、活動の内容とか効果とか、そういったところまで詳しく載っているんですが、そういった一覧表を今後作成していくことは当市では考えられないでしょうか。お伺いします。

○財政課長(川口荘一君) 補助金の交付状況等の公開ということでございます。

繰り返しになりますけれども、現在市で作成している資料に関しましては、あくまでも予算の審議に当たった資料ということになりますので、歳出項目における補助金の積算内容の内訳、例えば補助金の単価であったり、人数であったり、そういったものを資料の内容としているところでございます。

今議員のほうから話がありました西東京市の内容を確認させていただきました。お話にありましたとおり、その補助金の目的であったり、対象、また根拠法令、そして交付団体、またその使い道などもより詳細に掲載がされております。いずれも決算における内容となっておりますので、ちょっとこの点で予算の資料と決算時の差と申しますか、情報提供できる内容の差というものがございます。

今後のことといたしましては、まずは現在つくってる資料を今後ホームページ等で掲載のほうを考えていきたいなというふうに思います。その際には事務的な負担等も考慮しながら、全体的な資料の見直しを行いながら、今後補助金の内容について市民の皆様により御理解いただけるように事務のほうを進めていきたいと考えてるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 自治体によってはこの補助金について毎年度見直しをしっかりと、申請も毎回行っているようなところもあるようなんですけども、やはりどのような根拠でこの補助金が出されているのか、毎年、去年も出してるからことしも出してるのかっていうようなことが言われないように、やはり根拠などもしっかりと示していく必要があるのではないかと思います。

一度にこれ、西東京のホームページに載ってるような項目を全てやっていくというのも非常に難しいかと思えますけれども、できる範囲で少しずつでも項目をふやして公開をしていただければ、市のほうでも事業の見直しなどをするとき本当にこのこういう補助金が来年も必要なのかとか、そういったところにもつながっていくかと思えますので、ぜひ公開を進めていただきたいと思います。

それから、次の市政や計画などに市民意見を反映させる仕組みについてに移りたいと思います。

市長の御答弁でも、審議会や懇談会に市民委員が参加したりですとか、さまざまな説明会を行ったり、あるいはパブリックコメントのルールもきちんとつくって毎回やっていただいていると思います。また意識調査や市民アンケート、本当に私はこういった意味ではさまざまな方法を取り入れてきているなどというふうに感じています。これまでも近いところではコミュニティバスの路線の変更や料金改定に当たったり、あるいは下水道料金の値上げですか、そういったことについても非常に複数の懇談会を開いていただいたりとか、説明会を行って来ると、私もそういうふうに思っています。行政の方もそれだけ説明をしたのについていうふうにしてもらいたいけれども、やはりそれが伝わってなければ私は意味がないかと思えます。

市民の方からは、そんなこと知らなかったとか、決める前に意見聞いてほしかったよねっていうようなことをさまざま言われまして、今回この質問をちょっと再度取り上げてみようかなと思っているんですが、きのうの代表質問でも、3つの会派の方からこの情報の公開などとあわせてこういったような市民意見の反映についての質問が出ていたかと思えます。そのときの御答弁では適正に行っているというようなお話だったと思いますが、やはり私はちょっと不足してるんじゃないかというふうに思っているんですが、市のほうとしては、市民の意見を反映させているというのが、これで今の状態で十分だという御認識なのでしょうか。そのあたりをお伺いします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 今もお話ありましたように、市民の皆様の御意見というのはさまざまな手法の中で参考にさせていただいてるというふうに認識をしてるところでございます。また、市民の皆様に市政に興味を持っていただく、気がついて——理解していただくというものの中には、まずきっかけづくりが必要だと思います。そういう面では、市報や市のホームページを使ったり、あるいはポスター、チラシなど、そういう媒体を使いながらまず気がついていただく、理解していただく。その上で一つ一つの政策を決めていく中に、施策を決めていく中にその市民説明会があったり、審議会があったり、そういう中でアンケートをとったりということによって意見を反映させていただけるような状況になっております。

ですので、そのような手法をとりながら、皆様の個別一人一人の全ての市民の皆様の意見までではないですが、市民の皆様の創意という形の傾向を把握しながら施策を進めてるというふうに認識しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） さまざまなやり方があると思いますけれども、一つ気になっているのが、市ではいろいろ計画なども策定をしていったり、改訂をしたりということでやっていると思いますけれども、そのパブリックコメントなどはある程度案が整って、それについて意見をどうかとか、説明会もそうですけれども、ある程度かたまった状況になってから公開をして、これについて意見を求めるということがあるかと思えますけれども、もっと早い段階で、大きな修正もまだ可能な段階で私は意見を求めるっていうことも必要なのではないかと考えています。

市内には、地域の貢献にかかわろうとして活動している団体の方ですとか事業所なども数多くあります。行政だけで担えないような支援ですとか、そういった一端を担っていただいている団体というのがありまして、

そういった中には専門的な知見や技能や経験をお持ちの方も大勢いらっしゃると思います。私はそういった団体に意見を求めたり、協力を求めるようなことを行政側からアプローチしていく必要があると思いますけども、そういったことについての御認識をお伺いします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市民の皆様の率直な御意見と、あわせて、専門家の皆様の御意見をいただくことも重要だと思っております。そのようなこともありまして、例えば審議会には学識経験者の方の御意見をいただいたり、もちろん公募の市民の皆様もいますけれども、その施策の内容に応じましてそういう取り組みを行っているところでございます。

ですので、これも全ての施策に対しまして当初の段階から御意見をいただくということではありませんが、ただ、その専門的な知識が必要なものだったり、あるいは案の段階から御意見をいただく必要があるものにつきましては、それぞれの施策の内容に応じまして対応していると認識しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 例えばNPOですとか、それから市民の団体などもありますけど、例えば環境に関していろいろ活動している団体の方とか、そういった方と意見交換ですとか、そういったようなことを例えば環境の施策をやるときに行ったりとか、今のは環境の話ですけども、そういった進め方をこれまでしてきたことはあるのでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 全体的なことになりますので私のほうから御答弁申し上げますが、現在市のほうのいろいろな施策を進める中で、当然今実川議員のほうでおっしゃったいろいろな過程があると思います。その都度その部署のほうでいろいろ考えた中で、また外部のいろいろなアドバイス等も取り入れた中で、その施策を進めるのにいろいろと進行、あるいは最終的な計画づくり、あるいは施策の充実等、いろいろな観点から、このものについては、この施策の推進についてはどのようなことで期間も含めましていろいろなつくり方を考えていったらいいかということで、それぞれの部署がそれぞれのやり方でいろいろ工夫をしてというふうなところが今現在東大和市政では整いつつあるかなというところでございます。

先ほどからのお話にありますように、どの施策の推進も完全にこれであれば市民の人の御意見が全て網羅する、あるいはその意見を反映できる、そういうことはなかなか難しいというのが今の社会情勢でございまして、そういった中で東大和市政については市民の方の意見、これをなるべく聞ける場を設け、またそれを施策のほうに反映できるようにということに各部署は努めてるというふうになりますので、今おっしゃいました各部門のいろいろなやり方っていうのがございますので、その都度専門的なアドバイスあるいは専門的な関係の団体の御意見等が必要となれば、そういうふうな形をとるというふうに私どもは考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） おっしゃるとおりで、本当にいろいろな方法もありますし、これはどこまで聞いたからといってこれで十分ということではないかと思えます。また、私たち議員も同じようなことで市民の方からいろんな意見をいただいている中で、どういうふうに施策の提案に反映していくのかっていうことは本当に切りがないことだとは思っていますけれども、そういったことを今後もできる限りさまざまな方法で私は取り入れていっていただきたいと思ひまして、今回質問とさせていただきます。

この1番目の市政への市民参加を進めるための情報公開や意見の反映については、私は行政の情報というのは本当に市民の財産だというふうに思っています。それを行政だけで持っているのではなくて、やはり市民に積極的に提供して、市民もどうしたらこの市がよくなるかっていうふうに本当に考えていらっしゃる方たくさん

います。そういった方の意見も本当に取り入れながらいい方向に進め、行政と市民と本当に一緒になっていいまちづくりができればいいかなというふうに思いますので、今後とも、これで十分ということではなくて、積極的にいろいろな意見を取り入れていっていただきたいと思います。

1つ目のことはここまでにしたいと思います。

次に、学校給食についてに移ります。

学校給食、新しい給食センターが稼働するというところで、私たちも内覧をさせていただきました。その中でやはり気になるのが食の安全などに関する事なんですが、まず1点目としまして、御答弁でもいただきましたけれども、献立や食材の調達などはこれまでどおり栄養士の方がやっていたということだったと思います。当市には東大和市学校給食物資規格基準というのを作成していますけれども、これをしっかりと今後も守っていただけるということでよろしいでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 今議員のほうから御指摘ありましたとおり、遵守していく方向で考えております。以上です。

○4番（実川圭子君） 今回調理に関しては民間活力の導入ということで委託をしていくわけなんですけれども、その御説明の中にもメリットですとか、そういったこと、民間活力の導入については生かしていくということだったと思いますけれども、その委託を受けた事業者のメリットといたしますか、そのノウハウっていうのはどういったものを指してそのことを言っているのかちょっとお伺いします。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 今回東大和のほうで委託を行う事業者のメリットでございますけども、今度4月から管理者になる方、その方が複層階、東大和の特徴の一つでもある複層階の給食センターの管理、立ち上げを行ったことがある管理者が充てられることとなっております。また、事業者さん独自に数多くの給食センター受託しておりますので、さまざまなメニュー、新しいメニューの提供であったり、元保健所関係者、職員も事業者のほうで待機させておりますので、そういった人間からの衛生管理、そういった部分でメリットが生じると考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） メニューなどはこれまでどおり栄養士が行うということだったと思いますが、ちょっとその関係がよくわからないんですけど、もう一度教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今回4月から新給食センターでの調理と配膳を民間の事業者に委託します。その事業者の選定に当たりましては、27年度から28年度にかけて庁内で選定委員会を設けまして、視察ですとかプロポーザルなどを経た上で決めております。

その中で、今御質問の部分ですが、調理に関してという中では、やはり献立というものは魅力ある給食の一つの大きな要素でございますので、決めて決定するのは、献立を決めるのは市で、栄養士でございますけれども、その際に全国展開で給食を専業としている民間事業者の培ってきたノウハウ、あるいは子供たちにより喜ばれる、あるいはこういうことで食育につながるというような、そういうノウハウなどは私たちの東大和の学校給食のさらなる充実のためにはぜひ生かしてもらいたいところで、ノウハウをいただき、決定をして、献立を作成するのは市の栄養士ということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そうしますと、調理の方から何かこういうことはやったらいいよとか、何かこういうふうに要望事項が出てきた場合に、それにはどのように対応していくのか、それを取り入れていくということで

しょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 新センターの業務の関係でいいますと、さまざまな法に基づいたり、労働関係の整備がされておりますので、それにのっとって事業は運営してまいります。その中で、民間事業者の責任者がおりますので、その方を通して日々振り返りなどしながら、市の栄養士のほうでその方とコミュニケーションをとりながら食育あるいは給食の充実、あるいは衛生面でのさらなる強化というものをやっていきます。そういう一環の中での対話、コミュニケーションの中で実施していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

---

午後 3時49分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 先ほどのちょっと続きといたしますか、調理員さんからの要望というところなんですけれども、例えば今まで直営でやってたときにも、納入された野菜の虫食いが多いから、低農薬野菜よりも農薬の散布された野菜のほうを購入してほしいというような要望があったというようなことも聞いています。それはちょっと私も聞いた話なんですけれども、そういった何か効率性を優先してとか、あと時間がかかるから手づくりで行ってたものを加工品に変えたいというような要望が出てきた場合には、そういうことに対してどのように対処していくのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 加工に手間がかかるからということで加工後の食品を仕入れてくれとか、そういった要望について対応するかということでございますけれども、現時点ではそういったものについては企業努力で対応していただく方向で考えております。

また、今打ち合わせを進めている中で、やっぱり事業者としてはその部分も手づくりなのねということでお話しはあるんですけども、そういったところも、時間を少し早目に作業を始めるとか、そういった解決方法をとるような形をとっております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 一番は子供のために、子供たちの健康でバランスのよい安全な食事の提供ということだと思いますので、その点でしっかりと守っていただきたいと思います。

それから、洗剤についてなんですが、御答弁の中で、機械に合った最適なものを利用していくということなんですけども、この洗剤を選ぶのはその事業者なのでしょうか。それともこちらのほうで、直営のほうで、市のほうでやるのか、購入や発注はどうするのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 洗剤の選定につきましては、事業者のほうで機械、洗浄機ですね、そちらのほうと食器、この組み合わせ、そういったものを加味して機械のメーカーのほうから参考案を提示いただいた上で市のほうで決定をしております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 洗剤については環境に関してどうなのかということで、私なんかは生分解されやすいような石けんを利用してほしいと思っていますけども、その点についてはどうでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 東大和のほうで使用します洗剤でございますけども、洗剤の成分自体は4種類で

構成されております。そのうちの2つなのですが、水酸化ナトリウムと水酸化カリウムで、こちらはどちらも石けんをつくる際の原材料の一つでございます。食器中の油と反応する鹼化剤を、石けん化する作用でございます、それを利用して汚れを落とすものであります。3つ目はカルボン酸塩で、洗浄力を高めるアルカリ性を保つために使用するものでございます。一般的にはこちらは牛脂やヤシ油、パーム油などを原料としてございます。最後に、塩素系漂白剤ですが、こちらは食品添加物として認められております。また野菜や果物を洗浄する際に使用するほか、通常、調理器具などの消毒にも使用しております次亜塩素酸ナトリウムでございます。このように石けんの主成分をうまく配合してつくられたものを使用しておりますので、環境に問題はないかと認識しております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 最後におっしゃっていただいた次亜塩素酸ナトリウム、これは食器の洗浄に使うんですよね。野菜などの洗浄には使わないか確認します。

○給食課長(齋藤謙二郎君) すみません、答弁の言い方に語弊がございました。

当市の場合には食品の洗浄には使っておりません。ただ、食品の添加物として一般的に認められているものですという意味でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そのあたりは了解しました。

こういったことも御心配されてる方もいらっしゃると思いますので、もしできるようでしたらホームページなどでも成分の公開などしていただけたらと思います。これは要望にいたしたいと思います。

それから、次の災害時炊き出しの詳細と訓練やマニュアル化についてお伺いします。

この給食センターは災害時の炊き出しができるということで、先ほど分量なども教えていただきましたけれども、白米を炊くということで、給食センターは備蓄はしていないと思いますけれども、お米の調達はどのようにされるのかお伺いします。

○給食課長(齋藤謙二郎君) 給食センターのほうで備蓄はしておりませんので、市内の事業者さん等と災害協定を結んでおります。災害時には搬入していただく形となっておりますので、そういったお米等を炊く予定でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) では、調理というか、実際に炊くのは誰が行うのでしょうか。委託業者が行うのかお伺いします。

○給食課長(齋藤謙二郎君) 炊き出し調理等につきましては、調理事業者との委託契約条項の中に記載しております。このことから調理事業者が市と協力して対応を行います。ただし、機械、機器の使用につきましては、市の職員においても使用できるようシミュレーションを行う予定でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) いざというときに場所があってもやれる人がいないということにならないように、私はそういったこともきちんとルール化して、マニュアル化して誰でも見られるようにしておくのがいいのかなというふうに思います。

炊いたものをじゃ今度は配付というか、そういった災害時にとりにきてもらうのか、それともどこか避難所とかに配付するようなことを想定しているのか、そのあたりをお伺いしたいのと、あとはそういった委託業者

も参加して訓練などは行っていくのかお伺いします。

○給食課長（斎藤謙二郎君） まず配付でございますが、炊き出しした実施後につきましては、市のほうにあり  
ます災害応急対策計画の配付基準に基づきまして、原則として避難所となっている市立小中学校、公民館、市  
民センター等で配付することとしております。

また、訓練等につきましては市が行っている防災訓練等、そちらのほうに事業者のほうもあわせて参加する  
予定でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それから、このことでもう一点、都市ガスが使える場合には8,000食、使えない場合に  
も1,500食分ということで御答弁いただきましたけれども、期間的にはどれくらいの期間それを想定している  
のかお伺いします。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 期間的につきましては、自家発電設備、こちらを使用することになりますので、  
そちらの燃料の関係から72時間程度を想定しておりますので、約3日間でございます。

また、燃料のほう、軽油とプロパンガスといった燃料が補給できればそれに応じて延長することが可能と考  
えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） こういったことを市の方だけが、一部の方が認識しているだけじゃなくて、やはり災害  
の対応というのはいろんな方が知っている必要があると思います。いざというときは混乱しますので、これど  
うなってたんだっけとかいうことにならないように、例えばこれだけの量があるんだということがわかってれ  
ば、でもその量だったらうちはどうだとかというのが想定もつくと思いますので、やはりこういったことは広  
く市民に繰り返し伝えていくことを心がけていっていただきたいと思います。

先日新聞報道で福生市のほうの、あそこはなんか防災食育センターということで給食の提供と、その防災の  
機能もあわせたということで、どれくらいの量を提供できるというのが報道されてましたけども、そういった  
ことが具体的な数字をきちんと伝えていくことで市民の安心にもつながると思いますので、ぜひよろしく願  
いいたしたいと思います。

では、次の給食の公会計化と無償化への動きについてお伺いします。

公会計化につきましては、昨年6月ぐらいに学校現場における業務の適正化に向けてということで通知が出  
ているようなんですが、このあたりについてはどのように認識しているかお伺いします。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 昨年文部科学省のほうから通知が出ましたが、その通知によりますと、教職員の  
負担軽減などを目的に公会計化等、そういったことをするということが書いてございました。それにつきまし  
ては、当市の給食費の場合につきましては、学校では入学どきの振替依頼書の配布及び回収、残高不足等で振  
替ができなかった方へのお知らせ、未納分について学校に支払いが来てしまった場合、そういった場合の収受  
などがございます。

その他、給食費の管理や電話とか戸別訪問による催告、そういったもの等につきましては給食課で行ってい  
ることから、一般的に他市の状況とは当市の場合異なっておりまして、公会計導入等をいたしましても、学校  
側、給食費の負担の軽減には余り変化がないかと認識しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 負担軽減ということではそのようなことかと思えますけども、それにしましても、この

金額的には3億円を超えるような金額が私費会計ということで、私はやはりこれ、透明性を図る意味でも公会計にしていく必要があるというふうに考えています。センター式でもあるので、それほど各学校がやったことを1カ所にということではなく、もう既にセンター式でやっていますので、そういったことに移行していくのはそれほど大変ではないのかなというふうには思うのですけれども、公会計にすることで各市として負担がふえることですか、そういったことがありましたらお伺いします。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 公会計化、負担のほうですが、事務手続的なもの、当然ふえるわけですが、例えば食材の納品をしていただいている事業者の皆様、こちらの方たちも市のほうの契約主管課等に指名参加登録をしていただくとか、そういった手間等もふえるものとして、そういった課題を認識しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 食材の調達に関しては、多少手間がかかってもしっかり責任を持って納入していただけることになるのかなというふうには思うのですけれども、ただ、東京都内でもまだ公会計に踏み切れない自治体が多い中で、すぐにということにはならないのかなというふうに思いますけれども、やはり市の歳入として見える化していくことというのは大切だと思いますので、これ、いずれ切りかえていくことを視野に入れて準備などもしていただきたいというふうに思います。

それから、無償化についてなんですけれども、公立学校の経費というのは公費負担だということで、給食に関しては食材は保護者負担というふうに、これはこれまでの流れでただし書きとして食材費は徴収できるというようなことから来てるんだと思いますけれども、最近、子供の貧困の問題ですとか、生活困窮の点とかで、あるいは子育て支援の一環として給食費の無償化ということが自治体の間でも進められているところがあると思います。

当市では金額的にもやはりかなりの金額になりますので、なかなかすぐにとというのは難しいかなと思うのですけれども、一つちょっと視点を変えまして、現在就学援助などでこの給食費を払っている方ですとか、あと未収分というのはどのくらいあるのか教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 給食費の無償化ということも最近さまざま取り上げられてるのは承知しております。今議員の御紹介されたような事情から、あるいは私が見てる中ではどちらかというと人口減に悩む、そういう自治体の子育て支援ということで人口の定着増を狙ってということも多いようございまして、東大和の近隣などを見ますと、まだこのような無償化ということに踏み切る団体はないということでございます。

いずれにしても、私会計であります給食費は3億強という大きな金額でございますので、国や東京都などから特別財源ということで特に補助がない中では、それを一般会計で支出するというのは大変難しい、また学校教育全般を預かってる身としましては、先ほど他の議員の御質問にもございましたけれども、やはり安全・安心な学びやということで、ほかにも多額の金額がかかる事業がありますので、やはりそちらのほうを優先させたいという考えは持っております。

以上でございます。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 御質問いただきました就学援助、児童手当からのお支払い、若干1つ追加させていただきますが、例えば生活保護費からの支払い、そういったものを含めまして大体4,000万円から5,000万円と認識しております。対象の年度によりまして上下がございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 未収分についてはいかがでしょうか。未収納の分。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 未済の部分につきましてはほぼゼロでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ほぼゼロというのは100%収納できてるということによろしいでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 就学援助費、児童手当からお支払いいただいている方につきましては100%できております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 100%は、行政報告書などを見ても九十九・一何%で、0.8%ぐらいは未納分があるのかなというふうに思って質問したんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 御指摘のとおり、その分は未納となっております。全体3億円のうちのその程度、未納額でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そこちょっと重要なんですけれども、全体としては少しだと思っんですけども、就学援助の制度などもあるのにそこの払えてないというのは何が原因なのか、その辺は分析をしているのでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 給食費の歳入としましては3億強ということでございます。その中の四、五千万円は公助、公的な扶助という形で補っています。残りの金額につきましては、本来100%を目指すわけですが、限りなく100に近い数字でございます。実際に滞納がゼロにならない事情といたしましては、これは実際に職員が未納のところに訪問し、あるいは話をする中でなかなかやはりそういうものに支払う余裕がないとか、そういうお考えの方もいらっしゃる、あるいは事情の方がいらっしゃるということで、そういう場合には福祉的な制度ですとか公的扶助という制度があることは御紹介してありますが、そこまでの制度には対象にならないけれども、実態として給食費にまで支払いが回らないという方がいるというような事情は聞いております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 全体としてはそれほど数でもないのかもしれないですけども、私はやはりちょっとこのところは非常に注意して丁寧に対応していただきたいと思います。制度もあるのにそれを利用しないで払ってないということには何かしらの理由がありますし、最近本の中でも「給食費未納 子どもの貧困と食生活格差」という本があるんですけども、その著者なども、制度があっても払わないっていうのは、どこに何があるのかということ进行分析していました。経済的な問題の方ももちろんいらっしゃいますけれども、そのほかに親のネグレクトですとか精神状態の問題が隠れてる場合もあるっていうような指摘もされました。本当にそういったところについて丁寧に分析をして、必要であれば私はそういうところに少し市のほうで補助などもしていく必要があるのではないかなというふうに考えます。

また、この全部を無償にするというのも非常に大きな金額になるので大変かと思いますが、自治体によっては3人目以降は無償化していくとか、ひとり親家庭については考慮していくような自治体も出てきているところでは。全体の世の中の流れとしては、やはり公費で負担していこうということも出てきていると思います。今後の動向を注視して、そのあたり丁寧に対応していただきたいと思います。

それでは、3点目の学校給食の試食や交流会についてお伺いします。

新学校給食センターでも積極的に試食会などを行っていただけるということでしたけれども、これまで直営

でやった場合には、試食会など、学校で開催した場合にも調理員さんの方が大きなお鍋とかこういうのを持って、へらなど持って説明にきていましたけれども、そういった調理員さんが試食会に顔を出していただけるようなことは可能なのでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 今まで行っておりました試食会におけるそういった実際の調理器具の説明とか、実物の展示でございますが、これまで同様、今度は一部委託業者が同行していただけるということも、情報としては、打ち合わせの中では出ておりますので、変わらず対応していきたいと考えております。

○4番（実川圭子君） それから、センターのほうで見学や試食ができるようなお部屋もつくられていると思いますけれども、こちらのほうは児童・生徒の方や保護者の方というのはもちろんだと思いますけれども、広く市民の方々が施設見学や試食をすることはできるのでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 市民の試食に関してでございますけれども、個人対応につきましては考えておりません。ただ、基本的には見学会と試食会を組み合わせたいと検討してございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 新しく給食センターができるということで、子供たちのためにもそうですけれども、それ以外にもうちょっと多くつくって市民の方も食べられるようにとか、高齢者の方にお弁当として届けたらどうかとか、いろんな意見を私もほかの方からいただいているんですけども、学校給食の目的のためということでやられていくということなんですけども、それにしても私はできるだけ多くのいろんな方に食べていただくことで質の向上にもつながると思いますので、やはりいろんな方に食べていただいて感想をいただくということは重要じゃないかなというふうに考えます。

そんな点も含めて、次のイのほうなんですけれども、給食を食べながら児童と地域の方の交流についてということで、たくさんの方に食べていただくということの一つとしても、給食センターのあその場所の試食会だけでなく、各学校で試食をしてもらおう。そのときに、今現在も保護者の方が要望でPTAが試食会開いたりというのものなんですけども、そこに地域の方も来ていただいて、ただ給食食べるだけじゃなくて、子供たちと一緒に交流を持ちながら食べるということで食育の一環にもなると思いますけれども、こういったことを積極的に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 地域の方を学校に招いて、食育の一環としての給食も交えて事業の展開ということでございます。実際近い事例では、第九小学校で40周年の周年行事の際に地元産の食材を使った昔ながらの給食を介しながら、地元の地域の方と子供たち、また学校の職員が会食をしたということもあります。そのような事業もございますので、先ほどの答弁にもございましたように、積極的にこの新センター、活用してまいりたいという姿勢は一貫しておりますので、学校のほうの事情、御都合なども聞きながら、連携、調整しながら事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひ、新しくセンターができるということで市民の方も関心もおありかと思っておりますので、そういった機会を捉えてみんなで盛り上げていていただきたいと思っております。

では、次の3番目のコミュニティカフェについては移りたいと思っております。

登壇でも申し上げましたけれども、私はこの地域の福祉の拠点として緩やかにつながりを持てる場所、居場所というのが市内にたくさんあれば、孤立化しないとか、つながりが持てて安心・安全のまちづくりになるのではないかなというふうな意味も込め、これまでも幾つか、今までも質問をしてまいりました。

今までも質問してきてるんですけども、市のほうとしてはこのコミュニティカフェについてどのような認識を持ってるかというか、あったらいいと思ってるのか、それとも特に市として進めることじゃないよねというふうに思ってるのか、そのあたりの認識を再確認したいと思います。よろしくお願いします。

○福祉部長（吉沢寿子君） コミュニティカフェでございますけれども、これはもともと長寿社会文化協会というところが定義をつくったものでございまして、2010年ぐらいから各地で進められてきている動きでございます。通常の喫茶店やカフェとは異なりまして、利用者同士が交流したり、情報交換をしたり、つながりやネットワークづくりを進展させる場所というようなことで、まちのたまり場というような位置づけだというようなことでございます。

地域社会の課題解決の場として期待されてるということでございますけれども、市といたしましては、基本的にはこれらの運営主体は9割以上が地域の方々によって、個人の方やNPO法人であったり、任意団体というような形で地域の方たちが自主的に自分たちでやろうというようなことで始まったものというふうに認識しております。その中で、その課題解決という中で、例えば高齢者の安否確認や外出の機会であったり、介護者支援であったり、障害者の就労に向けた訓練の場であったりというような中身によって、行政の課題解決と重なる場合に必要に応じて支援や補助を行ってる事例もあるというようなことで認識してのものです。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） では、この東大和市にはそういったコミュニティカフェのようなものがどのくらいあるというふうに認識をしていらっしゃるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） このコミュニティカフェの定義を広い意味での定義で申し上げますと、例えば市内に1つ、コミュニティカフェ、南街のほうにコミュニティカフェっていうものがあるというふうなことで、それは把握はしております。そこは東大和の創業塾を修了された方がオープンをしているということで、お食事を提供して、コンサートなどを実施して地域の方が集う場所だというふうなことでございます。

そのほかには、広い意味であれば、東大和市総合福祉センターは〜とふるで行っているケアラー支援の一環での事業であったりとか、それから社会福祉協議会のほうで行っておりますなごやかサロン活動の中でも行っているような茶話会とか、そういったものも広い意味ではコミュニティカフェの一つになるのであろうというふうには考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 認識が同じでよかったなというふうに今思ってるんですけども、本当に広い意味ではふれあいなごやかサロンなどもそういったところに入るのではないかなと思いますし、あとは市内の特養とか介護施設の1階に、ロビーにちょっとお茶が飲めるようなところなども市内の中でもいろいろ見られるところだと思います。先ほどのなごやかサロンのところなんかも、市民の方が自主的に運営をしているというような状況になってると思います。

今後地域包括ケアシステムの介護予防の点からもこういった地域の居場所、孤立をしない、出かけるところがある、介護につながらないような健康維持のために、私はこういった場所が本当に大きな効果があるというふうに考えているんですけども、それがもっと広がらないかなということで今回質問をしているんですが、例えばふれあいなごやかサロンを開いている方ですとか、その活動をされてる方、介護予防リーダーの方などが中心になってやられている場合が多いかと思っておりますけれども、そういった方の活動で課題になっている点ですとか、市のほうに何か要望などがありましたら教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今回の議会の一般質問の中でほかの議員の方からの御質問の中でもお答えをさせていただいておりますが、この社協のなごやかサロンは31カ所で今行われておりまして、介護予防リーダーの方が従事していただいていることがほとんどの内容になっておりますが、やはり次の介護予防リーダーの方、ほかの人材育成というような意味でメンバーがもう少しふえないとか、そういったところでのお声というのは聞いてるところでございます。それ以外には特にこのサロン活動に関してこちらのほうに御意見が来てるということはありません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 後継者や人材育成ですとか、そういったことも私もいろいろ話を聞いてます。あとは活動場所についても私のほうはいろいろ、なかなか場所について、場所をとるのが難しいとか、どこの場所であればいいかっていうような問題で御相談を受けることが多いんですけども、そういったことに関しても、最初のほうの御答弁の中で、長寿社会文化協会、私もここの方にお話をお伺いしたんですけども、そういった現在サロン活動などを行っている方のステップアップの講座なども開いてますよというようなお話も聞きました。行政というか、社会福祉協議会が中心になってるということなんですけども、川崎の宮前区ですとか、千葉県の柏市などでも行政と社会福祉協議会が後押しして、こういった民間の力をかりてそういった継続を進めていくとか、後継者をふやすとか、どうやったらそのサロンが広がるかとか、そういった講習会なども行っているということですので、そういうこともぜひ市も後押しをして進めていただけたらなというふうに思います。

次の2番目の大規模住宅開発や団地、公共施設の建て替えなど、機会を捉えてコミュニティーの拠点となるような場をつくれないうことに移りたいと思いますけども、先ほど場所の問題でっていうことでお話したんですが、やはり例えば公民館を借りたりとか、集会所を借りたりということでも、毎週借りられるかわからないとか、なかなか場所を確保するのが苦労してるというようなお話もよく聞いてます。

そのときに、その場所、私は公共施設やいろいろなところにつくれないうふうに思いましてこの質問をさせていただきたいんですが、今回私の前の議員の方々も東京街道団地の創出地の問題などを質問されてまして、そんな中でお話があったので、私もよくわかったんですけども、そういったところに例えば東京街道団地の生活支援機能ですか、そういったところに私はそのコミュニティカフェのスペースができないかなというふうに思っていたんですが、先ほどの御答弁の話だと、ちょっとわからなかったのが、市のほうから要望すれば、公共施設として使える場所が提供されるのかどうかかなのか、ちょっとその辺あたりがわからなかったんですが、今後そういった場所にコミュニティスペースをつくっていただけるように要望することはできるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほども、現在まだそこまでの段階にないというようなお話をさせていただいてるわけですが、東京街道団地や向原の生活支援機能をもし入れるっていうふうになった場合、そういう場合には、やはり今東京街道団地では都市計画の原案、地区計画の原案を説明させていただいてる中では、この生活支援機能という中に医療、福祉、介護、買い物など、地域の方たちの生活を支援するような機能を誘導していこうというふうに考えている部分でございます。

そこについては、先ほども答弁させていただきましたけれども、今後東京都が事業者を募集する中でどういう事業展開をするかといったようなことを提案していただいて事業者を決定していくという方向が出ておりますので、その中に必要な地域のコミュニティーを大事にするんだというような考え方から、事業者がそういっ

たものを具体的に位置づけをしていただければ、コミュニティカフェといったそのものずばりのものも可能性も出てきますけれども、そうではなく、やはり高齢化が進んでいる地域についてコミュニティーを大切にするといいことは防犯や防災でも、まちづくりの上でも大きな効果があるものがございますので、そういうようなまちづくりを展開してほしいんだということを東京都との協議の中で市の要望として伝えていくということは可能ですので、それがどういう形になってあらわれるかっていうのは今そこまでのものを想定することはできませんけれども、今後の東京都との話し合いの中ではそういったことを伝えていくということは可能でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 民間がそういうところを提案するというのも一つだと思いますけれども、例えば総合福祉センターの中のは～とふるの下の喫茶のコーナーですか、あれは計画の中に入れてもらって、事業者に委託をして運営してもらおうというようなつくり方をしているんですが、そういうような形で、公共施設ですとか、あと新しくいろんな建て替えですとか改築とか、そういったときに市としてスペースがとれるなら、そういったコミュニティスペースを少しずつふやしていこうというようなお考えはないでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) これからさまざま、公共施設の再編とかも計画をしておりますけれども、そういった中であいたスペースをこういったコミュニティーのそういったものに使えるかっていうことでございますけれども、現状でも、例えば先ほどから御答弁させていただいております社会福祉協議会のなごやかサロンも31カ所でやっているうち、ほとんどが公民館であったり、老人福祉館や市民センター、集会所などの場所を使っております。ただ、確かに議員がおっしゃるように、常設ではなく、毎週何曜日の何時からというような形で決まった曜日だけ使ってるというようなことでございますので、そういったところで常設化するかどうかというところは、市民のための集会的なものについて、例えば自治会の人も使いたいとか、そういったことになってきますでしょうから、なかなかこのコミュニティカフェだけに特化してというのは非常に難しくなるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 私は桜が丘のほうのは～とふるの場所に1カ所そういうところがある、ちょうど市の対称の反対側のところの東京街道団地の生活支援機能のところにもう1カ所あるということであればすごくバランスもよくいいんじゃないかなというふうに考えてますので、ぜひそういった市民の方の要望なども丁寧にお聞きしながら、もしそういったところが確保できるのであればぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、市役所の食堂及び中庭の活用についてということで、こちらのほうもその続きなんですけれども、場所に関して本当に、実はこういうことをやりたいと思っても場所がねっというような声が非常に多くて、じゃどこなら使えるかなっという御意見をいただいて、そうだ、市役所の食堂はどうだろうっという御意見をちょっといただいたので、このことについてお伺いしたいと思います。

市役所っていうのは市の中心にあって、中央図書館とか公民館も併設しているのですごく近くにあるので、すごく人の集まるのに適した場所だと私はずっと思っているんですが、食堂に関しては、昼食の時間以外は割とスペースもあいているので、そういった場所をコミュニティカフェとして活用することはできますでしょうか。

○総務部長(広沢光政君) 市役所食堂の関係で御質問いただきました。

基本的に、御存じかと思いますが、市役所に関しましては公有財産、公用財産ということで、基本的には市の事務事業の執行の手段として使われるということが目的でございます。その中で、公有財産規則の中で、これ行政財産の位置づけになりますけれども、職員の福利厚生、また来庁者等の利便性を図るということで、食堂、売店等に使用することを許可してるといようなこととございますので、それ以外の目的となりますと本来の目的を妨げるようなことになってまいりますので、食堂については難しいというふうなところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 中庭についてはいかがでしょうか。中庭は産業まつりとか、福祉祭とか、いろんなイベントにも利用されていますけれども、活用のルールというのはどのようになってますでしょうか。

○総務部長(広沢光政君) 中庭ということとございまして、中庭も市庁舎の一つということで、こちらも同じく公用財産で行政財産でございます。

中庭につきましては、市役所への導入部分ということもありますし、あと当初の設置目的の中には、当然市民の憩いの場ですとか、不特定多数の方の交流の場としての性格もあわせ持っております。

今お話があったイベントですとかそういったもの、これは目的が合致すればの話ですが、こちらに関しましては、短期間の使用ということで庁舎管理規程の中で許可をしているところでございます。ですから、恒常的にそういったものが設置されるということになってまいりますと、これはやはり先ほどと同じように、本来の目的、もともと目的の中には交流という広場の目的も持っておりますけれども、常設置という形になってまいりますとこれはなかなかやっぱり難しいということとございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この中庭が日ごろから人が集えるような場にならないかなというふうには私は常日ごろ思っているんですが、そういったことも市の方針を決めれば私はできるのではないかなというふうに考えているんですが、1つ、新潟県の長岡市というところで、ちょっと規模はかなり違うんですけども、市役所のそばを「ナカドマ」という屋根つきの広場をつくって、市民が自由な発想で使いこなしていくことによって限りなく成長していく場、集い、語り合い、さまざまな活動ができるまちの中心にしていこうということで、誰でも気軽に立ち寄り、憩い、集うことができるスペースとして、ここはもう移動販売ですとか屋台なども出店できるというふうな作り方をしているんですけども、そしてその運営をNPOが担って、市民団体による柔軟な施設運営を行っていくというふうな発想でやられています。大きさは全然違うんですけども、そういう発想があれば、私は市役所の中庭なんかも非常に利用ができるのではないかなと思うんですが、それには今言ったような市民団体のコーディネーターがやはり必要なのではないかなというふうには思っています。

そういった仕組みを市が市民の方と積極的に方針をつくれれば私はできるのではないかと思いますけれども、そのようなことについてはいかがでしょうか。

○総務部長(広沢光政君) 今のお話は私も理解できるところでございますが、長岡ですか、そこの設置の過程と私どもの今中庭、庁舎の話というのはそもそも根本的に全然これは違うんじゃないかなと思います。長岡の場合はそういったものがありきで設計等進めてこられたものではないかなというふうには私は考えております。

市庁舎を、中庭をというのが既にある施設の許可といえますか、使用についてということとございますので、そういった意味でちょっと難しいのかなというふうには思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) もともとのコンセプトが違うのかなというふうには思いますけれども、場所がない、お

金がない、人がないというふうによく言われますけれども、私は市がこういう方針で、こういう場所に、中庭はできないとしても、そういう場所をふやしていこうというような方針があれば活用できるところはいろいろあるのではないかなと思ひまして、さまざまな提案をさせていただきました。

以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時37分 延会